

平成26年度 金融庁委託調査
タイにおける金融インフラ整備支援のための基礎的調査

報告書

平成27年3月

株式会社野村総合研究所

目次

1. 本調査事業の背景および目的	5
2. タイ国の金融システム全般	6
(1) 銀行セクター	6
1) 監督官庁	6
2) 銀行分類	6
3) セクターの概況	8
4) 主要法規	9
5) 主な業務規制	9
6) 参入規制	10
7) その他関連制度	11
(2) 保険セクター	12
1) 監督官庁	12
2) 保険会社分類	12
3) セクターの概況	14
4) 主要法規	16
5) 主な業務規制	16
6) 参入規制	17
7) 大規模災害リスクに関する動向	17
(3) 証券セクター	19
1) 監督官庁	19
2) 流通市場	19
3) 発行市場	21
4) 証券会社	23
5) セクターの概況	24
6) 主要法規	27
7) 主な業務規制	27
8) 参入規制	27
(4) ノンバンクセクター	28
1) 監督官庁	28
2) ノンバンク分類	28
3) セクターの概況	29
4) 主要法規	31
5) 主な業務規制	31
6) 参入規制	31

7) 金融包摂に対する取組み ～ナノ・ファイナンス～	32
(5) 決済システム.....	33
1) パーツネットシステム(BAHTNET)	33
2) 小切手イメージクリアリングシステム(ICAS)	33
3. タイ国における企業向け金融サービス.....	35
(1) 日系企業進出動向	35
(2) 日系事業会社が利用する現地金融機関サービス	36
(3) 中小企業向け信用保証制度	37
4. 日系金融機関がタイ国へ進出する際の阻害要因.....	38
(1) 事業遂行上の阻害要因.....	38
1) 規制制度に関連する事項	38
2) 規制制度関連以外の事項	41
3) 外国人事業法に基づく D/E レシオ規制	41
4) 現地事業会社との関係構築上の阻害要因	42
5. 金融インフラ整備ニーズの高い分野と今後の課題	43
(1) BOT に対する情報提供が求められる分野	43
1) 電子記録債権 ERMC (Electronically Recorded Monetary Claims).....	43
2) Credit Risk Database (CRD).....	43
3) 中小企業向け信用保証制度	43
4) ナノ・ファイナンスの規制・監督内容	46
(2) OIC に対する情報提供が求められる分野	47
1) 保険の普及に向けた監督機能.....	47
2) 保険規制緩和時の対応.....	47
(3) SEC に対する情報提供が求められる分野.....	48
1) クラウドファンディングの規制・監督内容.....	48
2) 日本の投資家動向	48
(4) 日本政府によるタイ国当局への働き掛けが求められる分野.....	49
外国人事業法に定められる D/E レシオ規制の緩和、あるいは撤廃.....	49
6. 参考文献・web サイト一覧	52

図表目次

図表 1 BOT 監督下にある金融機関の分類	6
図表 2 商業銀行の一覧	7
図表 3 地場商業銀行・外国銀行子会社・リテール銀行の総資産規模	8
図表 4 債権区分と引当金比率	10
図表 5 預金保護の上限額	11
図表 6 生命保険会社の一覧（25 社）（網掛けは日系事業者）	12
図表 7 非生命保険会社の一覧（64 社）（網掛けは日系事業者）	13
図表 8 生命保険収入料の推移	14
図表 9 生命保険料収入シェアの上位 5 社	14
図表 10 非生命保険収入料（元受保険収入料）の推移	15
図表 11 非生命保険収入料（元受保険収入料）の種目別内訳（2013 年）	15
図表 12 CIP（自然大災害保険）の料率と保障限度額	16
図表 13 第二次保険市場発展プランに定められた主な目標値	18
図表 14 株式の種類	20
図表 15 SET(SET+mai)時価総額の推移	20
図表 16 SET 日平均取引金額の推移	21
図表 17 2014 年債券取引規模	21
図表 18 2014 年 12 月末時点債券発行残高	22
図表 19 SET 上場基準（主な外形基準事項）	22
図表 20 SET 新規上場社数の推移	23
図表 21 証券会社の一覧（38 社）（網掛けは日系事業者）	24
図表 22 クレジットカード事業会社の一覧（10 社）（網掛けは日系事業者）	28
図表 23 消費者無担保ローン事業会社の一覧（28 社）（網掛けは日系事業者）	29
図表 24 クレジットカード利用残高の推移	30
図表 25 消費者無担保ローン残高の推移	30
図表 26 ナノ・ファイナンスに係る BOT による公表内容	32
図表 27 タイ国に進出している日本企業数（業種別）	35
図表 28 タイ国に進出している日本企業数（業種細分類別上位 10 業種）	35
図表 29 タイ国に駐在員事務所を開設している日系金融機関	36
図表 30 TCG による保証スキーム概要	37
図表 31 TCG による保証プログラムの例	37
図表 32 TCG による信用保証供与額の推移と目標	44
図表 33 TCG による信用保証残高の推移	45
図表 34 中小企業向け信用保証業務に関する TCG の取組み目標	45

主な略語

ADB	Asian Development Bank (アジア開発銀行)
BOT	Bank of Thailand (タイ国中央銀行)
DPA	Deposit Protection Agency (タイ国預金保険機構)
MOC	Ministry of Commerce (タイ国商務省)
MOF	Ministry of Finance (タイ国財務省)
NCB	National Credit Bureau (タイ国信用情報機関)
NCIF	National Catastrophe Insurance Fund (国家自然大災害保険基金)
OIC	Office of Insurance Commission (タイ国保険委員会)
SEC	Securities and Exchange Commission Thailand (タイ国証券取引委員会)
SET	Stock Exchange of Thailand (タイ国証券取引所)

1. 本調査事業の背景および目的

我が国経済や金融資本市場が、アジア経済と一体的に発展していく観点からは地域全体としての金融機能の向上を図ることが重要であり、アジア諸国に対し金融インフラ整備に向けた技術協力を促進することは日本再興戦略においても記載されているところである。

金融庁は、成長性や日本企業・金融機関の進出状況等を勘案し、重点的に支援する対象国を定めており、これらの国々への支援内容を検討・実施するに当たり、各国の金融システムの現状や、支援を行うべき分野を把握することが有用であると考えている。

今回、金融庁では、タイ国に進出する日本企業の活動に対する円滑な資金供給の確保やその資金供給の役割を担う金融機関のタイ国への進出、日本企業による投資環境の改善の観点から、金融インフラ整備支援を行うことが効果的と考えられる分野を具体的に把握するために本委託調査を実施した。

本調査事業では、上記背景及び目的に鑑み、以下の内容に関する調査を実施した。

・タイ国の金融システム全般に関する調査

金融庁による支援カウンターパートである BOT、OIC 及び SEC が監督を担う、銀行・保険・証券セクターに加え、BOT による監督が行われているノンバンクセクター（クレジットカード事業無担保消費者ローン）について、文献調査・現地企業等に対するヒアリングを行い、その情報を整理した。

・タイ国における企業向け金融サービス

タイ国に進出する日系事業会社の資金調達において、当地における企業向け金融サービスの利用状況、課題等の整理を行った。

・日系金融機関がタイ国へ進出する際の阻害要因

前述のセクター情報を加味しながら、現状のタイ国における金融インフラや法規制制度の課題について調査・整理を行った。

・金融インフラ整備ニーズの高い分野

これまで金融庁が実施してきたタイ国における金融技術協力の経緯に加え、タイ国当局側の関心も踏まえながら、今後の金融インフラ整備ニーズが高い分野について整理を行った。

・金融インフラ整備にあたっての課題

前述の調査結果、及びタイ国当局へのヒアリング内容を踏まえ、タイ国の金融インフラ整備に向けて、今後留意すべき事項を取りまとめた。

2. タイ国の金融システム全般

(1) 銀行セクター

1) 監督官庁

銀行セクターの監督官庁は BOT(Bank of Thailand)である。BOT は、タイ国の中央銀行として、通貨発行、金融政策の実施、外国為替管理、金融機関の監督等の機能を担っている。BOT 内部では、金融機関政策委員会(FIPC: Financial Institutions Policy Committee)を中心として、金融機関の監督等が行われている。かつては、MOF が BOT を監督する権限を有していたが、2008 年に改正・成立したタイ国中央銀行法(Bank of Thailand Act B.E.2551)により、BOT の独立性と金融機関に対する監督権限が強化されることとなった。

BOT の監督下にある金融機関は以下のカテゴリに分類されている。

図表 1 BOT 監督下にある金融機関の分類

	(英語)	行/社数	備考
金融機関(Financial Institutions)			
(地場) 商業銀行	(Thai) Commercial Banks	14 行	
リテール銀行	Retail Banks	1 行	
外国銀行子会社	Subsidiaries of Foreign Bank	2 社	
外国銀行支店	Foreign Bank Branches	12 支店	
ファイナンス・カンパニー	Finance Companies	2 社	預金債権の証として手形を発行、個人・企業向け融資を行う
クレジットフォンシエ	Credit Foncier Companies	3 社	住宅金融会社 (不動産抵当融資を行う)
資産管理会社	Asset Management Companies	35 社	
ノンバンク(Non-Bank)			
個人ローン会社	Personal Loan Company	28 社	
クレジットカード会社	Credit Card Company	10 社	
(以下は MOF による指名を受けて BOT が監督を行う)			
特殊金融機関	Specialized Financial Institutions	8 社	
タイ資産管理公社	Thai Asset Management Corporation (TAMC)	1 社	銀行から不良債権を買取るため 2001 年に設立
信用情報会社	Credit Bureau Company	1 社	

出所) BOT より NRI 作成

2) 銀行分類

2008 年金融機関事業法(Financial Institution Business Act B.E.2551)による分類では、商業銀行(Commercial Bank)には、下記 3 つの銀行形態が規定されている。商業銀行(Commercial Banks)については、地場商業銀行(Thai Commercial Banks)として、外国銀行子会社、及び外国銀行支店と区別して分類される場合がある。

- ・(地場) 商業銀行((Thai) Commercial Banks)
預金を受取って貸出を行う、一般的な銀行。資本構成や設立時の経緯によって、地場商業銀行として扱われることがある。
- ・外国銀行支店(Foreign Commercial Bank's Branch)
タイ国外に本店を有する外国銀行が支店として営業するもの。タイ国内に1支店を展開することができる。
- ・外国銀行子会社(Foreign Commercial Bank's Subsidiary)
外国銀行の子会社である現地法人。タイ国内に複数店舗を有する。
- ・リテール銀行(Retail Bank)
個人、又は中小企業を主な顧客とし、自行のリスク管理目的以外の外為業務やデリバティブ取引が禁止されるなど、他の商業銀行と比べて業務範囲が限定されている。

2015年1月には、三菱東京UFJ銀行がアユタヤ銀行を完全子会社化、バンコク支店を統合したため、外国銀行支店が1支店減少している。2015年2月時点で、商業銀行14行、外国銀行支店12支店、外国銀行子会社2社、リテール銀行1行が存在している。2014年5月には、三井住友信託銀行、及びANZ銀行(オーストラリア・ニュージーランド銀行)の現地法人設立が認可されており、外国銀行子会社2行が追加される見込みである。

図表 2 商業銀行の一覧

地場商業銀行 14 行		備考
1	BANGKOK BANK PUBLIC COMPANY LTD.	民間銀行の最大手銀行
2	BANK OF AYUDHYA PUBLIC COMPANY LTD.	2015年1月に三菱東京UFJ銀行の子会社となる
3	CIMB THAI BANK PUBLIC COMPANY LTD.	マレーシア系 CIMB のタイ国現地法人
4	INDUSTRIAL AND COMMERCIAL BANK OF CHINA (THAI) PUBLIC COMPANY LIMITED	中国系 ICBC のタイ国現地法人
5	KASIKORN BANK PUBLIC COMPANY LTD.	華僑系の民間大手銀行 (カシコン=農民の意味)
6	KIATNAKIN BANK PUBLIC COMPANY LIMITED	タイ国地場系
7	KRUNG THAI BANK PUBLIC COMPANY LTD.	政府系銀行
8	LAND AND HOUSES BANK PUBLIC COMPANY LIMITED	不動産大手財閥のリテール銀行
9	SIAM COMMERCIAL BANK PUBLIC COMPANY LTD.	タイ国の地場銀行として最も長い歴史を持つ
10	STANDARD CHARTERED BANK (THAI) PUBLIC COMPANY LIMITED	イギリス系スタンダード・チャータード銀行のタイ国現地法人
11	THANACHART BANK PUBLIC COMPANY LTD.	オランダ系 Scotia が出資
12	TISCO BANK PUBLIC COMPANY LIMITED	タイ国地場系
13	TMB BANK PUBLIC COMPANY LIMITED	軍人系銀行 (TMB=Thai Military Bank)
14	UNITED OVERSEAS BANK (THAI) PUBLIC COMPANY LIMITED	シンガポール系 UOB のタイ国現地法人
外国銀行支店 12 支店		備考
1	BANK OF AMERICA, NATIONAL ASSOCIATION	アメリカ系
2	BNP PARIBAS	フランス系
3	CITIBANK, N.A.	アメリカ系
4	DEUTSCHE BANK AG.	ドイツ系
5	INDIAN OVERSEA BANK	インド系
6	JPMORGAN CHASE BANK, NATIONAL ASSOCIATION	アメリカ系
7	MIZUHO BANK, LTD.	日系 (みずほ銀行)
8	OVER SEA-CHINESE BANKING CORPORATION LIMITED	シンガポール系
9	RHB BANK BERHAD	マレーシア系
10	SUMITOMO MITSUI BANKING CORPORATION	日系 (三井住友銀行)
11	THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD.	イギリス系
12	THE ROYAL BANK OF SCOTLAND PLC	イギリス系
外国銀行子会社 2 社		備考
1	BANK OF CHINA (THAI) PUBLIC COMPANY LTD.	中国系
2	MEGA INTERNATIONAL COMMERCIAL BANK PUBLIC COMPANY LIMITED	台湾系
リテール銀行 1 行		備考
1	THE THAI CREDIT RETAIL BANK PUBLIC COMPANY LIMITED	タイ生命保険グループによって設立

出所) BOT より NRI 作成

3) セクターの概況

地場商業銀行、外国銀行子会社、及びリテール銀行の計 17 行は、総資産規模に応じて上位 4 行、中位 3 行、下位 10 行に大別することが可能である。上位 4 行は、いずれも総資産規模 2 兆バーツを超える地場商業銀行である。なお、2015 年 1 月に三菱東京 UFJ 銀行バンコック支店との統合が完了したアユタヤ銀行は、総資産規模 5 位の中位行に位置付けられる。

図表 3 地場商業銀行・外国銀行子会社・リテール銀行の総資産規模

	総資産 (億バーツ)
1 KRUNG THAI BANK PUBLIC COMPANY LTD.	27,272
2 BANGKOK BANK PUBLIC COMPANY LTD.	26,479
3 SIAM COMMERCIAL BANK PUBLIC COMPANY LTD.	25,228
4 KASIKORNBANK PUBLIC COMPANY LTD.	21,366
5 BANK OF AYUDHYA PUBLIC COMPANY LTD.	11,289
6 THANACHART BANK PUBLIC COMPANY LTD.	9,672
7 TMB BANK PUBLIC COMPANY LIMITED	8,096
8 UNITED OVERSEAS BANK (THAI) PUBLIC COMPANY LIMITED	3,978
9 TISCO BANK PUBLIC COMPANY LIMITED	3,059
10 CIMB Thai Bank Public Company Limited	2,734
11 KIATNAKIN BANK PUBLIC COMPANY LIMITED	2,274
12 STANDARD CHARTERED BANK (THAI) PUBLIC COMPANY LIMITED	2,252
13 LAND AND HOUSES BANK PUBLIC COMPANY LIMITED	1,648
14 INDUSTRIAL AND COMMERCIAL BANK OF CHINA (THAI) PUBLIC COMPANY LIMITED	1,572
15 BANK OF CHINA (THAI) PUBLIC COMPANY LTD.	558
16 THE THAI CREDIT RETAIL BANK PUBLIC COMPANY LIMITED	283
17 MEGA INTERNATIONAL COMMERCIAL BANK PUBLIC COMPANY LIMITED	188

出所) BOT データより NRI 作成 (2014 年 12 月末時点)

(参考) 金融セクターマスタープラン

1997 年に発生した通貨危機に伴って、多くの金融機関が不良債権の増加等、経営危機に直面した。タイ国当局では、銀行の国有化などの措置をとるとともに、自己資本の強化、銀行合併の促進を促した。淘汰が進んだ結果として上位行による寡占化が進んだことから、通貨危機の処理が一段落した 2004 年には、市場の健全な発展を目指して、「金融セクターマスタープラン I」(マスタープラン I) が閣議決定された。なお、マスタープラン策定にあたっては ADB (アジア開発銀行) による技術協力が行われている。

マスタープラン I では、中小企業や低所得者に対する金融包摂の推進、金融機関の再編、規制制度の合理化、といった大方針が示された。金融機関の再編では、リテール銀行ライセンスの設定や外国銀行子会社、外国銀行支店ライセンスの設定が行われた。規制制度の合理化では、支店開設の制限廃止や外国銀行に対するタイ国内向け貸出義務の廃止等が定められる一方、ワンプレゼンス・ポリシー (One-Presence Policy) が導入されたことで、一つの金融グループが傘下に持てる預金受入金融機関が一つに制限された。

2010 年には「金融セクターマスタープラン II」(マスタープラン II) も発表され、金融機関の業務コスト削減、外資を含めた新規参入などの銀行間競争のさらなる促進、金融インフラの強化といった方針が示された。特に、金融インフラ面では、銀行のリスク管理能力強化の仕組みとして信用情報機関 (NCB: National Credit Bureau) を通じた情報蓄積といった金融システムの強化を目指している。

4) 主要法規

銀行セクターに関連する法規は、BOT が所管する金融機関事業法(Financial Institution Business Act B.E.2551)が主である。詳細な規制については随時BOT 通達(Notification)が発行され、関係者に周知されることとされている。

5) 主な業務規制

銀行業における主な業務規制としては、以下のものが挙げられる。

①大口信用供与規制

タイ国における大口信用供与規制は、銀行と貸出先との関係に応じて与信残高の上限が定められている。5%以上の銀行株式を保有する大株主などの関係主体である場合は、自己資本の 5%以内、あるいは貸出先の全債務の 25%以内、いずれか小さい額が上限となる(Section 49, Financial Institution Business Act B.E.2551)。

関係主体の定義は、銀行に対して、直接的、間接的を問わず支配を行うことが可能な個人（配偶者などの親族を含む）、あるいは法人と定義されている。同様に、貸出先の株式 10%以上を保有している場合も、関係主体として扱われる。利害関係者でない場合は、自己資本の 25%以内とされる(Section 50, Financial Institution Business Act B.E.2551)。

いずれの場合も、BOT 承認に基づいた緩和を行う例外規定が定められている。なお、与信額の合算が行われる同一企業グループの定義は 20%以上の出資を行っているか否かが判断の基準となる。

②自己資本比率規制

タイ国では 2008 年末からのバーゼル II 適用に続いて、2013 年からバーゼル III を適用しており、自己資本比率規制として総資本に対する比率 8.5%が規定されている。なお、地場商業銀行に対しては、追加的に狭義の中核的自己資本比率 4.5%(コア Tier I)、及び中核的自己資本比率 6.0%(Tier I)が規定されている。

③ネットポジション規制

商業銀行における健全性確保の観点から、外国為替のポジションに対する規制が行われている。買いポジション、売りポジションともに、資本金の 20%以内、あるいは 1,000 万ドル相当のいずれか大きい金額までに制限される。加えて、個別通貨でのポジションについても、資本金の 15%以内、あるいは 500 万ドル相当のいずれか大きい金額までに制限される(BOT Notification No.167-2546)。

④準備金規制

中央銀行に対する準備金の積立については、中央銀行への預け金や、タイ国債などの適格資産で保有することが義務付けられている。準備金の算出は 2 週間ごとに行われ、預金とオフショア借入（1 年以内）の合計額（2 週間平均）の 6%となっている。

⑤不良債権引当金比率規制

商業銀行に対しては、健全性維持の観点から不良債権に対する引当金比率が定められている(BOT Notification No.31-2551)。なお、Substandard（破綻懸念先）以下の区分が不良債権として扱われる。

図表 4 債権区分と引当金比率

債権区分	最低引当金比率
Normal（正常先）	1%
Special Mentioned（要注意先） （1ヶ月以上の延滞）	2%
Substandard（破綻懸念先） （3ヶ月以上の延滞）	100%
Doubtful（実質破綻先） （6ヶ月以上の延滞）	100%
Doubtful of Loss（破綻先） （12ヶ月以上の延滞）	100%

出所) BOT より NRI 作成

⑥非居住者によるパーツ建て口座に係る規制

非居住者 1 人あたり、タイ国内における預金残高が 3 億パーツ以内に制限されている。残高確認、及び管理は日単位で行われることとされており、預金者の名寄せが実務上、求められている(BOT ECD.(02)C.371/2551)。

⑦非居住者との為替取引に係る規制

投機性短期資金の流入を防ぎ、パーツ相場の急激な変動を抑制するため、非居住者に対するパーツ建ての貸出にあたって実需の裏付け確認が求められており、裏付けのない為替取引は 3 億パーツまでに制限されている。一方、非居住者からの裏付けのない借入（及び為替取引）は、1,000 万パーツまでに制限されている(BOT ECD.(02)C.371/2551)。

6) 参入規制

タイ国における銀行業ライセンスは、BOT による推奨に基づいて MOF が発給することが規定されている(Section 9, Financial Business Act B.E. 2551)。しかながら、現実的にはタイ国における銀行業ライセンス取得機会は極めて限られている。最近では、マスタープラン II に沿って、2013 年 7 月 2 日から 2013 年 12 月 30 日までの期間を限定し、外国銀行子会社の新規開設申請を受付ける旨が MOF、及び BOT より公表された(Notification of Ministry of Finance Re: Rules, Procedures, and Conditions for the Establishment of New Foreign Commercial Bank's Subsidiary dated 7 June 2013)。その際の主な要件は以下のとおりである。

- ・外国銀行子会社として最大 20 支店の開設と 20 台の ATM 設置を認める
- ・最低払込済登録資本金として 200 億パーツを要する

最大 5 行までのライセンス付与（MOF に対する免許交付の承認申請）を行うとされ、日本、オースト

ラリア、中国、韓国の4カ国の銀行が外国銀行設立に対する関心を示していた。タイ国に進出済みの外国銀行支店についても、タイ国における事業拡大に向けて外国銀行子会社への昇格を目指したが、資本金規制が厳しかったことから、申請は見送られた。BOTによる審査の結果、ANZ銀行、及び三井住友信託銀行の2行に対するライセンス付与が決定されている。

なお、商業銀行の開設に係る一般的な規制としては以下の2点が挙げられる。

①外資出資比率規制

タイ国においては、外資出資比率25%まではBOTの承認不要、49%まではBOTの承認取得、49%を超える場合はMOFの承認取得が必要とされている。MOFによる承認判断には具体的な基準等は定められておらず、案件ごとに判断がなされる。

②資本金規制

銀行開設にあたっての最低資本金としては、商業銀行が50億バーツ、リテール銀行が2億5千万バーツと定められている。なお、リテール銀行については事業を3年以上営み、かつ規定の条件を満たすことで商業銀行ライセンスを申請することが認められている。

7) その他関連制度

・預金保護制度

タイ国における預金保護制度は、預金保護機構(DPA: Deposit Protection Agency)による運営に基づき、国内金融機関に預金されているバーツ建て預金（居住者のみ）を保護対象としている。国内金融機関とは、商業銀行、外国銀行支店、ファイナンス・カンパニー、クレジットフォンシエを指しており、保護対象となる預金は、当座、普通、定期、譲渡性預金に限定されている。

保護上限額については、今後段階的に引下げられていく予定となっている。

図表 5 預金保護の上限額

保護期間	上限額
～2015年8月10日	5,000万バーツ
2015年8月11日～2016年8月10日	2,500万バーツ
2016年8月11日～	100万バーツ

出所) DPAよりNRI作成

(2) 保険セクター

1) 監督官庁

保険セクターの監督官庁はMOF 管轄下にあるOIC(Office of Insurance Committee)である。OIC はかつて商務省内の保険局(DOI: Department of Insurance)であったが、2007年に施行された保険委員会法(Insurance Commission Act B.E.2550)に基づいて、財務省管轄下の独立法人に移行した。なお、保険業ライセンスは、OIC による推奨に基づいて MOF が発給することが規定されている (Section 12, Insurance Commission Act B.E.2550)。

OIC では、保険セクターを生命保険市場(Life Insurance)と、損害保険に該当する非生命保険市場(Non-Life Insurance)とに分類して管理・監督を行っている。

2) 保険会社分類

2015年2月現在、タイ国には生命保険会社25社、非生命保険会社64社が存在している。

日系事業者としては、生命保険会社では東京海上グループの現地法人の1社のみが進出している。

図表 6 生命保険会社の一覧 (25社) (網掛けは日系事業者)

生命保険会社 25社	備考
1 ACE Insurance (Thailand) Co.,Ltd.	
2 Advance Life Assurance Co.,Ltd.	
3 Allianz Ayudhya Assurance Public Co.,Ltd.	
4 American International Assurance Co.,Ltd.	
5 Bangkok Life Assurance	日本生命による出資あり
6 Bangkok Union Insurance Co., Ltd.	
7 Dhipaya Life Assurance Co.,Ltd.	
8 Finansa Life Assurance Co.,Ltd.	
9 FWD Life Insurance Public Company Limited	
10 Generali Thailand	
11 Krungthai-AXA Life Insurance	
12 Manulife Insurance (Thailand) Public Co.,Ltd.	
13 Muang Thai Life Assurance Co.,Ltd.	
14 Ocean Life Insurance	第一生命による出資あり
15 Prudential Life Assurance (Thailand) Public Co., Ltd.	
16 SCB Life Assurance Public Co., Ltd.	
17 Siam city life assurance Co., Ltd.	
18 Thai Cardif Life Assurance	
19 Thai Life Insurance Co., Ltd.	明治安田生命による出資あり
20 Thai Samsung Life Insurance Public Company Limited	
21 Thaire Life Assurance Public Co., Ltd.	
22 Thana chart Life Insurance	
23 The Southeast Life Insurance Co.,Ltd.	
24 Tokio Marine Life Insurance (Thailand) PCL	東京海上グループ現地法人
25 Union Life Insurance Public Co.,Ltd.	

出所) OIC データより NRI 作成

非生命保険会社では、3つの形態で日系事業者が営業活動を展開している。

- ・支店 : 現地支店として展開する
三井住友海上火災保険タイ支店 (26 番)
- ・現地法人 : 現地保険会社への出資を行う
あいおいニッセイ同和損害保険 (4 番)
東京海上日動火災保険 (61 番)
損保ジャパン日本興亜 (42 番)
三井住友海上火災保険 (28 番)
- ・フロンティング : 現地保険会社の証券発行を依頼、主に日本本社への再保険を行う
あいおいニッセイ同和損害保険 (10 番)

図表 7 非生命保険会社の一覧 (64 社) (網掛けは日系事業者)

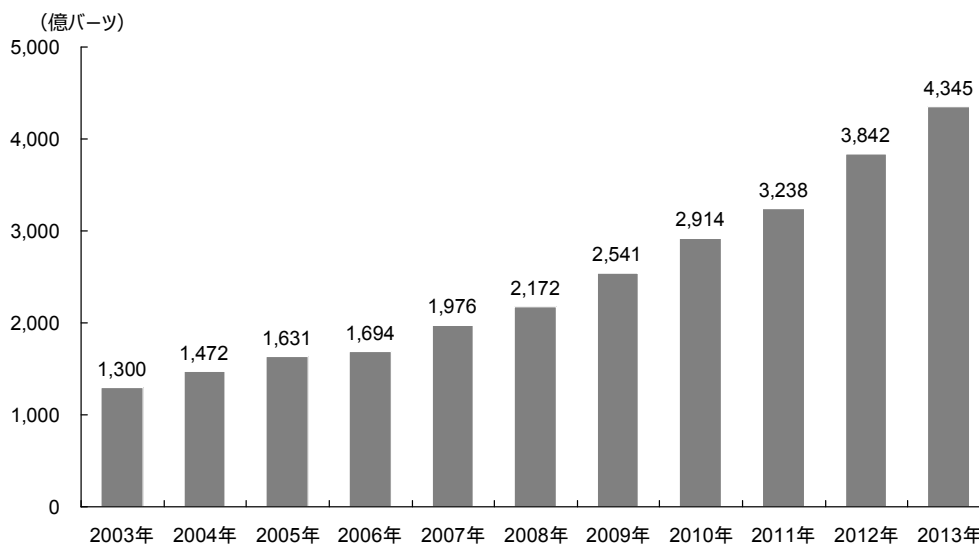
生命保険会社 64 社			
1	ACE INA OVERSEAS INSURANCE COMPANY LTD.,	33	PACIFIC CROSS HEALTH INSURANCE PUBLIC COMPANY LIMITED
2	AIA COMPANY LIMITED (NON-LIFE INSURANCE) THAILAND BRANCH	34	PHOENIX INSURANCE (THAILAND) PUBLIC COMPANY LIMITED
3	AIG INSURANCE (THAILAND) PUBLIC COMPANY LIMITED	35	PHUTTHATHAM INSURANCE PUBLIC COMPANY LIMITED
4	AIOI BANGKOK INSURANCE PUBLIC COMPANY LIMITED	36	PROMISE INSURANCE PUBLIC COMPANY LIMITED
5	ALLIANZ C.P. GENERAL INSURANCE PUBLIC COMPANY LIMITED	37	QBE Insurance (Thailand) Public Company Limited
6	ASIA INSURANCE 1950 PUBLIC COMPANY LIMITED	38	ROAD ACCIDENT VICTIMS PROTECTION CO., LTD.
7	ASSETS INSURANCE PUBLIC COMPANY LIMITED	39	SAFETY INSURANCE PUBLIC CO., LTD.
8	AXA INSURANCE PUBLIC CO., LTD.	40	SAMAGGI INSURANCE PUBLIC COMPANY LIMITED
9	BANGKOK HEALTH INSURANCE PUBLIC COMPANY LIMITED	41	SIAM CITY INSURANCE PUBLIC COMPANY LIMITED
10	BANGKOK INSURANCE PUBLIC CO., LTD.	42	Sompo Japan Nipponkoa Insurance (Thailand) Public Company Limited
11	BANGKOK UNION INSURANCE PUBLIC CO., LTD.	43	SOUTHEAST INSURANCE PUBLIC COMPANY LIMITED
12	Bupa Health Insurance (Thailand) Public Company Limited	44	SRI AYUDHYA GENERAL INSURANCE PUBLIC COMPANY LIMITED
13	CHAO PHAYA INSURANCE CO.,LTD.	45	SYNMUNKONG INSURANCE PUBLIC CO., LTD.
14	CHARAN INSURANCE PUBLIC CO., LTD.	46	Thai Health Insurance Public Company Limited
15	CHINA INSURANCE (THAI) PUBLIC COMPANY LIMITED	47	THAI INSURANCE PUBLIC CO., LTD.
16	CIGNA Insurance Public Company Limited	48	THAI MEDICAL CARE PUBLIC COMPANY LIMITED
17	DHIPAYA INSURANCE PUBLIC CO., LTD.	49	THAI PAIBOON INSURANCE PUBLIC COMPANY LIMITED
18	ERAWAN INSURANCE PUBLIC COMPANY LIMITED	50	THAI REINSURANCE PUBLIC COMPANY LIMITED (THAILAND)
19	FPG INSURANCE (THAILAND) PUBLIC COMPANY LIMITED	51	THAI SETAKIJ INSURANCE PUBLIC CO., LTD.
20	GENERALI INSURANCE (THAILAND) PUBLIC COMPANY LIMITED	52	THAISRI INSURANCE CO.,LTD
21	INDARA INSURANCE PUBLIC CO., LTD.	53	THAIVIVAT INSURANCE PUBLIC CO.,LTD.
22	KAMOL INSURANCE CO., LTD.	54	THANACHART INSURANCE PUBLIC COMPANY LIMITED
23	KRUNGTHAI PANICH INSURANCE PUBLIC COMPANY LIMITED	55	THE DEVES INSURANCE PUBLIC CO., LTD.
24	KSK INSURANCE (THAILAND) PUBLIC COMPANY LIMITED	56	THE FALCON INSURANCE PUBLIC COMPANY LIMITED
25	LMG Insurance Public Company Limited	57	THE NEW INDIA ASSURANCE CO., LTD.
26	Mitsui Sumitomo Insurance Co.,Ltd(Thailand Branch)	58	THE THAI UNITED INSURANCE PUBLIC COMPANY LIMITED
27	MITTARE INSURANCE PUBLIC COMPANY LIMITED	59	THE UNION PROSPERS INSURANCE PUBLIC COMPANY LIMITED
28	MSIG Insurance (Thailand) Public Company Limited	60	THE VIRIYAH INSURANCE PUBLIC COMPANY LIMITED
29	Muang Thai Insurance Public Company Limited	61	TOKIO MARINE INSURANCE (THAILAND) PUBLIC COMPANY LIMITED
30	NAM SENG INSURANCE (PUBLIC) CO., LTD.	62	Tune Insurance Public Company Limited
31	NAVAKIJ INSURANCE PUBLIC CO.,LTD.	63	UNION INSURANCE PUBLIC COMPANY LIMITED
32	NEW HAMPSHIRE INSURANCE COMPANY	64	Union Inter Insurance

出所) OIC データより NRI 作成

3) セクターの概況

生命保険市場の保険収入料は約4,346億バーツ（2013年）となっており、近年のタイ国経済成長を背景として着実な成長を見せている。商品面では、満期時に返戻金を伴う養老保険が主となっている。

図表 8 生命保険収入料の推移



出所) OIC データ (Thaire Life Assurance Public Co., Ltd.を除いた数値) より NRI 作成

24社ある生命保険会社のうち、保険料収入の上位5社で全体の約7割のシェアが占められている。最上位のAIAは25%近くの保険料収入シェアを持っている。

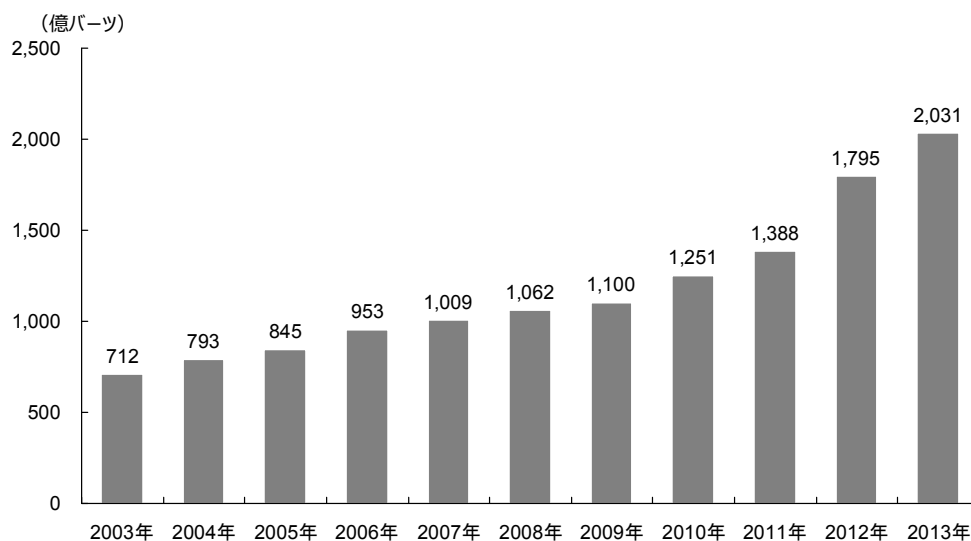
図表 9 生命保険料収入シェアの上位5社

企業名	略称	保険料収入 シェア(2013年)
American International Assurance Co.,Ltd.	AIA	24.8%
Muang Thai Life Assurance Co.,Ltd.	MTL	13.5%
Thai Life Insurance Co., Ltd.	TLI	12.6%
SCB Life Assurance Public Co., Ltd.	SCB Life	10.4%
Bangkok Life Assurance	BLA	8.9%

出所) OIC データより NRI 作成

非生命保険市場の保険料規模は約2,031億バーツ（2013年）。直近10年間程度は年10%近い成長を示している。

図表 10 非生命保険収入料（元受保険収入料）の推移



出所) OIC データより NRI 作成

非生命保険の種目別では、自動車保険が約 6 割（58.3%）、火災保険が 1 割弱程度（5.8%）と自動車保険が占める割合が高い。自動車保険の内訳では、任意保険が全体の約半数（51.0%）を占めている。

図表 11 非生命保険収入料（元受保険収入料）の種目別内訳（2013 年）

	収入料 (億バーツ)	構成比率 (%)
合計	2,031.2	100.0
火災保険	118.2	5.8
海上保険	53.0	2.6
自動車保険	1,184.6	58.3
強制保険	148.8	7.3
任意保険	1,035.8	51.0
その他	675.4	33.2

出所) OIC データより NRI 作成

なお 2011 年に発生した大洪水（チャオプラヤ川の氾濫）を受け、民間事業者による自然災害保障を円滑に行うために、2012 年にはタイ国政府によって NCIF（国家自然大災害保険基金）が設立されている。

(参考) NCIF (国家自然大災害保険基金) の概要

2011 年に発生した大洪水は、11 月上旬にバンコク周辺の工業団地にも被害をもたらし、約 1 兆 3,600 億バーツの経済被害 (世界銀行による推計) を生んだ。保険各社による保険金支払額も増えたことから、洪水被害に関する保険引受けが停止された。自然大災害に対するリスクを出再する目的で、タイ国政府は、2012 年 1 月に NCIF を設立、3 月から CIP(自然大災害保険 : Catastrophe Insurance Policy)の提供を開始した。

CIP は、3 つの契約区分に応じた料率、及び保障限度額が定められている。

図表 12 CIP (自然大災害保険) の料率と保障限度額

契約区分	料率 (年)	保障限度額
家計向け(Households)	0.5%	10 万バーツ
中小企業向け(SME)	1.0%	主契約保険金額の 30% (最大 5,000 万バーツ)
大企業向け(Industry)	1.25%	主契約保険金額の 30%

出所) NCIF より NRI 作成

4) 主要法規

保険セクターに関連する法規は、OIC が所管する、生命保険法(Life Insurance Act)、及び非生命保険法(Non-Life Insurance Act)の 2 つである。

5) 主な業務規制

①ソルベンシーマージン比率

タイ国においてはソルベンシーマージン比率として 140% (2013 年 1 月以降) が規定されている。

②株主異動の報告義務

株主の所有について 5%以上の変動が生じた場合は OIC への届け出が必要とされている。

③タイ国籍取締役の選任義務

取締役総数のうち、4 分の 3 以上をタイ国籍保有者が務めることが義務付けられている。なお、OIC による許可を受けた場合は、2 分の 1 まで外国人取締役を選任することが可能とされている。さらに、MOF の許可を受けた場合には 2 分の 1 以上の外国人取締役を選任することが可能とされている(生命保険 Section 10, Life Insurance Act B.E.2535 Amended B.E.2551, 非生命保険 Section 9, Non-Life Insurance Act B.E.2535 Amended B.E.2551)。

④料率・商品認可規制

非生命保険では、保険料率に対する規制が行われている(非生命保険 OIC Notification dated on 22 Jan. B.E.2551)。例えば、自動車保険においては、車種や使用年数、補償限度額等に応じて最低保険料、及び最高保険料が設定されており、保険会社はその範囲内での保険料設定が義務付けられ

ている。また、自動車無事故情報の引継ぎ、保険料の分割払い特約、長期契約特約等が認められないなど、商品設計面での規制も存在する。

⑤代理店手数料規制

生命保険、非生命保険ともに、代理店に対する手数料率が定められている(生命保険 OIC Notification dated on 25 Sep. B.E.2551, 非生命保険 OIC Notification dated on 25 Sep. B.E.2551)。

生命保険では 1 年目の手数料率は保険料の 40%以内などが定められている。また、非生命保険(火災保険の例) では 1 年目の手数料率は保険料の 23%以内などが定められている。

6) 参入規制

①外資出資比率規制

外資出資規制としては、売却可能な株式の 75%以上をタイ国籍保有者、あるいはタイ国で登記した法人が保有しなければならないと定められている。なお、OIC が特別に許可した場合には、49%まで外資保有が認められ、さらに MOF による承認があれば、49%以上を保有することも可能とする例外規定が設けられている。

②最低資本金規制

保険会社設立にあたっての最低資本金額は、生命保険会社では 5 億バーツ、非生命保険会社では 3 億バーツと規定されている。(Section 27, Life Insurance Act B.E.2535 / Non-Life Insurance Act B.E.2535)

7) 大規模災害リスクに関する動向

タイ国においては、前述の NCIF が設立されているものの、実際に NCIF を利用した出再を行う際の懸念事項として以下の 2 点が指摘される。

- ・NCIF が格付けを取得しておらず、出再先としてリスクが高いと見なされる

再保険取引においては信用格付けを取得している出再先を選定することが一般的である中で、NCIF は格付けを取得していない。そのため、出再先として保険会社にとってリスクが高いと判断される。

- ・政府によって設立されたが、政府保証は行われておらず、信用リスクが存在する

NCIF による保険金支払いにあたって政府保証が行われていない(明示的に示されていない)ため、NCIF 自体の信用リスクが存在する。

NCIF 設立の契機となった 2011 年の大洪水以降は、大規模災害が発生しなかったことに加え、タイ国における保険会社が独自に再保険をかけるなど、NCIF の利用自体が活発ではないと見られる。

また、再保険に類似する機能を提供する CAT ボンド(Catastrophe Bond)についても、CAT ボンドの発行目的が 1 社に集中するリスクを出再することに主眼が置かれることから、タイ国においては目立った需要はないと考えられている。そのため、タイ国においては、再保険会社に対して出再を行う伝統的な手法を以て、大規模災害リスクに対応しているのが現状である。

(参考) 保険市場発展プラン

OIC では保険市場の発展に向けた発展プランを示しており、第一次発展プラン（2006 年～2011 年）では、保険コストの低減、保険サービスの多様化などが目指された。次いで、第二次発展プラン（2010 年～2014 年）が 2010 年 9 月に閣議決定され、4 つのミッションが公表された。

・ミッション

- ①保険システムに対する信頼性、アクセスの向上
- ②保険システムの安定性強化
- ③サービス品質の向上と保険加入者保護の仕組み改善
- ④保険ビジネスにおけるインフラ整備の推進

また、保険浸透率（GDP に対する保険料収入比率）を引き上げることを中心に、以下のような評価視点、及び 2014 年時点における目標値が設定されている。

図表 13 第二次保険市場発展プランに定められた主な目標値

評価視点	主な目標値（2014 年）
①保険の重要性認識の啓発、及びアクセス向上	<ul style="list-style-type: none"> ・保険浸透率 6% ※2009 年時点では 4.07% ・一人あたり保険料支出額 7,500 バーツ（生命保険 4,200 バーツ+非生命保険 3,300 バーツ） ※2009 年時点では 4,600 バーツ ・保険普及率（人口に対するカバー率） -生命保険 40% ※2009 年時点では 26.75% ・マイクロ保険成長率 20%（対 2010 年）
②保険システムにおける引受け能力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・自己資本比率 120%を維持 ・申込み～承認までの期間の短縮 25% ・保険料率届出後使用制の拡大 30% （認可前の保険料率の使用を認める制度であるが、事後不認可もあり得る。）
③保険加入者保護の観点に基づく保険品質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての保険会社が標準化された業務システムを運用
④保険インフラの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・生命保険会社の 70%以上がフェローレベルのアクチュアリーを雇用 ・非生命保険会社の 70%以上が一定基準以上のアクチュアリーを雇用

出所) OIC より NRI 作成

第二次保険市場発展プランでは、将来のASEAN自由貿易地域(ASEAN Free Trade Area)の導入を見据え、タイ国における保険セクターの国際競争力を高め、国際的な水準での業務を行うことができるようになることが目指されている。

(3) 証券セクター

1) 監督官庁

証券セクターの監督官庁は SEC (Securities and Exchange Commission: 証券取引委員会)であり、発行市場、及び流通市場の監督権限を一元的に担っている。SECは1992年に施行された証券取引法(Securities and Exchange Act B.E.2535)によって設立された。SECのボードメンバーは、中央銀行総裁、財務省次官、商務省次官等から構成されている。なお、流通市場については、SEC監督下にあり、タイ国唯一の証券取引所である SET (Stock Exchange of Thailand:タイ国証券取引所)による管理が行われている。

2) 流通市場

・証券取引所

1975年4月30日に運営を開始したタイ国証券取引所(The Securities Exchange of Thailand)に由来するSETでは、株式、債券、ETF等が取引されている。2015年1月末時点で、503社が上場、取引銘柄では普通株562銘柄、優先株9銘柄、ワラント76銘柄、デリバティブワラント941銘柄、ETF21銘柄、ユニットトラスト2銘柄が取引されている。

通常取引が行われる一部市場にあたるものとして、主に以下の4つのボードが設定されている。

- | | |
|---------------------------|---------------------------|
| ・メインボード(Main Board) | : 通常取引 (外国人・タイ国人) |
| ・外国人ボード(Foreign Board) | : 外国人投資家間取引 |
| ・ビッグロットボード(Big Lot Board) | : 100万株以上あるいは300万パーツ以上の取引 |
| ・オッドロットボード(Odd Lot Board) | : 端数株取引 |

1999年6月21日には、二部市場にあたるmai(Market for Alternative Investment)が創設され、中小企業やベンチャー企業等の資金調達市場として機能している。2015年1月末時点で、112社が上場、取引銘柄では普通株112銘柄、ワラント39銘柄が取引されている。

なお、タイ国の上場企業においては、外国人投資家による株式保有に上限を設定する目的で、外国人投資家向けのF株(Foreign Shares)と、外国人、及びタイ国人向けのL株(Local Shares)が発行されることがある。F株、L株ともに保有者に応じて議決権、配当請求権の有無が異なる。そのため、外国人投資家の投資を増やす目的で、2000年にはNVDR(議決権無預託証券: Non Voting Depositary Receipts)が導入され、配当請求権を確保しつつ、外国人保有上限に達した銘柄を購入することが可能になった。議決権を望む外国人投資家に対しては、F株保有に余地があれば、NVDRやL株のF株への転換することも可能とされている。

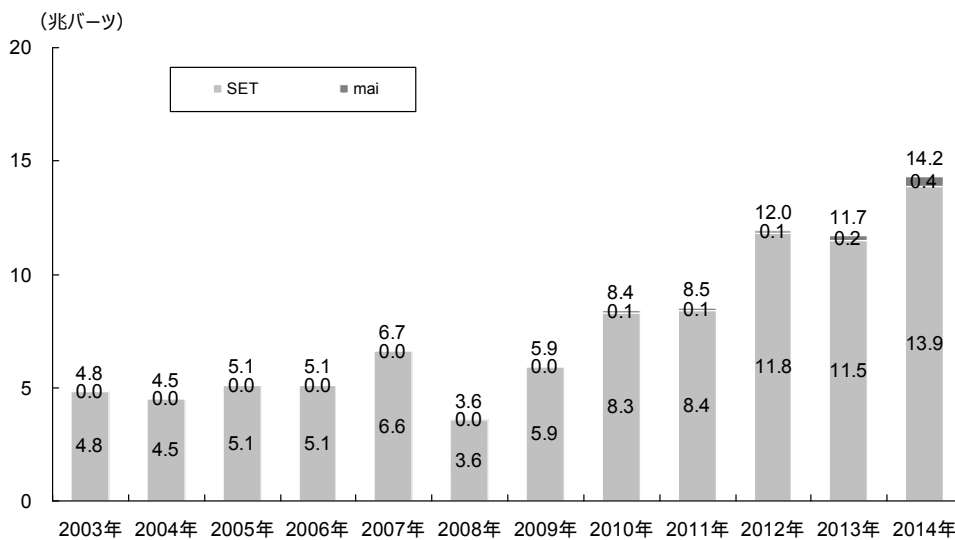
図表 14 株式の種類

	外国人保有		タイ国人保有	
	議決権	配当請求権	議決権	配当請求権
L株	×	×	○	○
F株	○	○	×	×
NVDR	×	○	×	○

出所) SET より NRI 作成

SETの市場規模（時価総額）については、14.2兆バーツ（2014年）となっており前年比+22.0%の成長を見せている。なお、maiについては、時価総額0.1兆バーツにとどまっている。

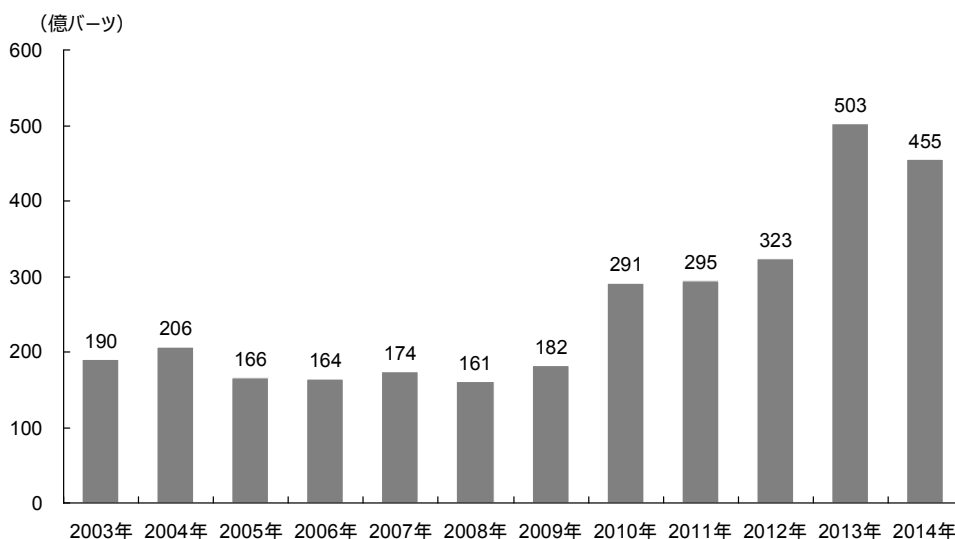
図表 15 SET(SET+mai)時価総額の推移



出所) SET データより NRI 作成

日平均取引金額については、軍事クーデター（2014年5月）前後に生じた影響もあって、2014年は455億バーツと前年比-9.7%減少したものの、取引活発化の傾向は続いている。

図表 16 SET 日平均取引金額の推移



出所) SET データより NRI 作成

2014 年のタイ国における債券市場取引規模は約 18.9 兆バーツ (対前年比-9.7%)、うち国債で約 2 割(21.8%)、政府機関債で約 7 割(66.3%)を占めており、社債は 1 割に満たない(3.1%)取引量にとどまっている。

債券市場については、2003 年 11 月に債券取引所である BEX(Bond Electronic Exchange)が SET 内に開設されたものの、タイ国における債券売買は店頭取引が主であることから、BEX を通じた取引は極めて限定的である。

図表 17 2014 年債券取引規模

	売買額 (兆バーツ)	構成比率 (%)
合計	18.9	100.0
国債	4.1	21.8
T-Bill	1.4	7.3
国営企業債	0.2	1.3
政府機関債	12.5	66.3
社債	0.6	3.1
長期社債	0.4	2.0
CP	0.2	1.2
外貨債	0.0	0.2

出所) Thai Bond Market Association より NRI 作成

3) 発行市場

①債券市場

2014 年 12 月末時点では、タイ国の債券発行残高規模は約 9.3 兆バーツ (対前年比+3.3%)、うち国債が約 4 割 (36.1%)、社債が約 2 割(23.8%)を構成している。なお、長期社債の業種別割合

では、エネルギー・公共分野が 20%と最多を占め、銀行分野 18%、不動産開発分野 11%、金融・証券分野 9%、建設素材分野 9%、交通・運輸分野 4%、情報通信分野 3%、その他 26%となっている。

図表 18 2014 年 12 月末時点債券発行残高

	残高 (兆バーツ)	構成比率 (%)
合計	9.3	100.0
国債	3.4	36.1
T-Bill	0.1	1.0
国営企業債	0.8	8.5
政府機関債	2.7	29.5
社債	2.2	23.8
長期社債	1.8	19.8
CP	0.4	4.0
外貨債	0.1	1.0

出所) Thai Bond Market Association

債券発行にあたっては、タイ国内の格付機関による格付取得が必要とされている（投資家が 10 人以下の場合等を除く）。タイ国内には、SEC が認可した格付機関として、Fitch(Fitch Ratings)、及び TRIS(Thai Rating and Information Service)の 2 社が存在する。

②株式市場

タイ国において、株式を上場する場合、公開株式会社であることを前提として、上場先（SET 市場、あるいは mai 市場）に応じた条件が定められている。外形基準は以下の通り定められているが、それら以外にも社内のコンプライアンス体制や株主構成なども審査されることとなる。

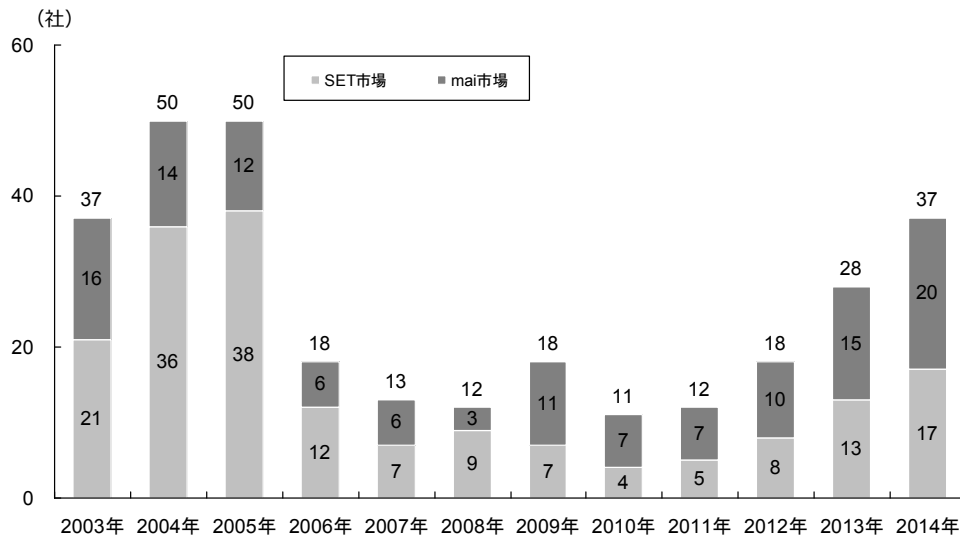
図表 19 SET 上場基準（主な外形基準事項）

	SET 市場	mai 市場
1. 組織形態	公開株式会社 (Public Limited Company)	(同左)
2. 払込資本金額	3 億バーツ以上 (IPO 後)	2,000 万バーツ以上 (IPO 後)
3. 浮動株	<ul style="list-style-type: none"> ・少数株主 1,000 人以上 (払込資本金額 30 億バーツ以下) ・浮動株比率 25%以上 (払込資本金額 30 億バーツ以上) ・浮動株比率 20%以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・少数株主 300 人以上 ・浮動株比率 20%以上
4. 事業・財務状況	<ul style="list-style-type: none"> ・3 年以上の事業実績 ・直近 2 年、3 年の累積純利益 5,000 万バーツ以上 ・直近年純利益 3,000 万バーツ以上 ・直近 1 年以上同一マネジメント維持 <p>(上記に代えて)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時価総額 5 億バーツ以上 	<ul style="list-style-type: none"> (2 年以上の事業実績) ・直近 1 年、及び直近四半期に 純利益を計上 <p>(1 年以上の事業実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時価総額 10 億バーツ以上 ・直近 1 年以上同一マネジメント 維持

出所) SET より NRI 作成

株式の新規上場は、2014年には37社（SET市場17社、mai市場20社）となっている。1997年の通貨危機を乗り越えて、2005年頃までは増加傾向を見せていたものの、2006年以降はタイ国政局不安や2008年のリーマン・ショック、2011年の洪水被害等によって、上場社数は一時的に停滞していた。しかしながら、2012年以降は再び増加傾向に転じており、SET市場、mai市場ともに新規上場社数は増加している。

図表 20 SET 新規上場社数の推移



出所) SET データより NRI 作成

4) 証券会社

2015年2月現在、タイ国には38社の証券会社が存在しているが、4社（35～38番）は営業活動を一時停止している。日系事業者としては、野村証券系の CNS(Capital Nomura Securities)（10番）が進出している。

図表 21 証券会社の一覧 (38 社) (網掛けは日系事業者)

証券会社 38 社			
1	AEC SECURITIES PUBLIC COMPANY LIMITED	20	KRUNGSRI SECURITIES PUBLIC COMPANY LIMITED
2	AIRA SECURITIES PUBLIC COMPANY LIMITED	21	KTB SECURITIES (THAILAND) COMPANY LIMITED
3	APPLE WEALTH SECURITIES PUBLIC COMPANY LIMITED	22	KT ZMICO SECURITIES COMPANY LIMITED
4	ASIA PLUS GROUP HOLDINGS SECURITIES PUBLIC COMPANY LIMITED	23	LAND AND HOUSES SECURITIES PUBLIC COMPANY LIMITED
5	ASIA WEALTH SECURITIES COMPANY LIMITED	24	MACQUARIE SECURITIES (THAILAND) LIMITED
6	BUALUANG SECURITIES PUBLIC COMPANY LIMITED	25	MAYBANK KIM ENG SECURITIES (THAILAND) PUBLIC COMPANY LIMITED
7	COUNTRY GROUP SECURITIES PUBLIC COMPANY LIMITED	26	PHATRA SECURITIES PUBLIC COMPANY LIMITED
8	CIMB SECURITIES (THAILAND) CO., LTD	27	PHILLIP SECURITIES (THAILAND) PUBLIC COMPANY LIMITED
9	CLSA SECURITIES (THAILAND) LIMITED	28	RHB OSK SECURITIES (THAILAND) PUBLIC COMPANY LIMITED
10	CAPITAL NOMURA SECURITIES PUBLIC COMPANY LIMITED	29	SCB SECURITIES COMPANY LIMITED
11	CREDIT SUISSE SECURITIES (THAILAND) LIMITED	30	TISCO SECURITIES COMPANY LIMITED
12	DBS VICKERS SECURITIES (THAILAND) COMPANY LIMITED	31	THANACHART SECURITIES PUBLIC COMPANY LIMITED
13	FINANSIA SYRUS SECURITIES PUBLIC COMPANY LIMITED	32	TRINITY SECURITIES COMPANY LIMITED
14	GLOBLEX SECURITIES COMPANY LIMITED	33	UBS SECURITIES (THAILAND) LIMITED
15	I V GLOBAL SECURITIES PUBLIC CO., LTD.	34	UOB KAYHIAN SECURITIES (THAILAND) PUBLIC COMPANY LIMITED
16	JPMORGAN SECURITIES (THAILAND) LIMITED	35	FINANSA SECURITIES LIMITED
17	KGI SECURITIES (THAILAND) PUBLIC COMPANY LIMITED	36	MERCHANT PARTNERS SECURITIES PUBLIC COMPANY LIMITED
18	KKTRADE SECURITIES COMPANY LIMITED	37	MERRILL LYNCH SECURITIES (THAILAND) LIMITED
19	KASIKORN SECURITIES PUBLIC COMPANY LIMITED	38	SEAMICO SECURITIES PUBLIC COMPANY LIMITED

出所) SET より NRI 作成

5) セクターの概況

株式市場においては、前述のとおり 503 社が上場しているが、うち日系企業（金融セクター）としては、イオン・タナシンサップ（2001 年上場）、キャピタル・ノムラ（1988 年上場）が挙げられる。また、金融セクター以外では、タイワコール（1983 年上場）、ユアサ・バッテリー（2002 年）、フルカワ・メタル（1997 年上場）などが挙げられる。また、上場株式のキャピタル・ゲインが非課税（配当金に対しては 10%の源泉課税）とされるなど、投資家に対する優遇措置が設けられており、株式市場活性化に向けた取組みが図られている。また、ラオス、ミャンマー、カンボジア等のタイ周辺諸国への投資が増加しつつある中で、持株会社の設置・投資を促進するために、SET では前述の上場基準から一部要件を緩和した特別上場基準を整備している。

債券市場においては、社債市場の厚みが薄く、国債などの公債取引が主となっている点が特徴として挙げられる。タイ国においては、国債を中心として債券市場の育成が図られてきた経緯もあり、税制上の優遇措置はないものの、ベンチマーク国債や貯蓄国債などの多様な政府債発行が行われている。

(参考) 資本市場マスタープラン

タイ国においては、資本市場の育成に向けたロードマップとして、資本市場マスタープランが策定されている。第一次資本市場マスタープラン（2002年～2005年）ではコーポレートガバナンスの強化や市場流動性の強化が目指された。次いで、第二次資本市場マスタープラン（2006年～2010年）では、投資家層の拡大や決済に要する期間の短縮などが目指された。

2009年11月には、2009年～2013年の5年間にわたるマスタープランである資本市場マスタープランが公表された。同マスタープランでは6つのミッションと8つの主な改革項目を定めている。ミッションとして掲げられた項目は以下の通り。

・資本市場マスタープランにおける6つのミッション

- ① 資本市場へのアクセス（投資家・発行者ともに）を容易にすること
- ② 投資商品の多様化と質の向上
- ③ コストの削減（投資家・発行者ともに）
- ④ 法制度、会計制度、税制度などのインフラ面の整備
- ⑤ 投資家教育と投資家保護の仕組み整備
- ⑥ 競争環境の促進とグローバル市場との連携

資本市場マスタープランは、金融セクターマスタープラン同様に、ADBによる技術協力を受けながら策定されている。両マスタープランは互いの連携を意識しており、銀行セクターの強化を図った後に、資本市場の発展が目指されている。

(参考) ASEAN トレーディング・リンク

ASEAN トレーディング・リンクは、ASEAN 各国の証券取引所を電子ネットワークで結びつけ、相互の取引注文を可能とする仕組みである。ASEAN6 カ国・7 証券取引所が共同で立ち上げた ASEAN Exchanges による取組みが進められており、2012年9月より稼働を開始した。2015年2月時点では、7 証券取引所の時価総額の約 3 分の 2 を占めるマレーシア(BMB: Bursa Malaysia)、シンガポール(SGX: Singapore Exchange)、タイ(SET)の 3 カ国の証券取引所のみが接続されている。

残る 3 カ国 4 証券取引所 (ベトナム・HNX(Hanoi Stock Exchange)、ベトナム・HOSE(Ho Chi Minh City Stock Exchange)、インドネシア・IDX(Indonesia Stock Exchange)、フィリピン・PSE(Philippine Stock Exchange)) の中では、フィリピンが接続の意向を示しているものの、PSE 内の商品ラインアップの拡充に優先的に取組んでおり、具体的な接続実施日は 2015 年 2 月時点では公表されていない。

ASEAN トレーディング・リンクに接続を認められたブローカーは、取引国のライセンスを保有することなく、接続先の各国証券取引所において取引を行うことが可能となる。市場規則や取引規則については、各国の証券取引所における規則が適用される。

ASEAN トレーディング・リンクにおいては、証券預託機能、及びクリアリング機能の共通化がなされていなかったが、2014年4月には同機能の提供者としてドイツ証券を指名した旨が、ASEAN Exchanges より公表された。

しかしながら、クロス・ボーダー取引の増加に向けては依然として様々な課題が存在している。各国の資本市場の発展段階が異なること、市場規模等も大きく異なることに加え、自国市場の整備を優先する動きも見られるなど、ASEAN トレーディング・リンクを通じた取引活発化に向けた課題が存在している。

6) 主要法規

証券セクターに関連する法規は、SEC が所管する、証券取引法(Securities and Exchange Act B.E. 2551)、金融派生商品法(Derivatives Act B.E. 2551)が挙げられる。これらに加えて、各種の詳細な規制が通達(Notification)等によって公表されている。

7) 主な業務規制

証券セクターにおける主な業務規制としては、以下のものが挙げられる。

①流動性維持規制(NCR: Net Liquid Capital Rule)

SEC では、健全性維持の観点から証券会社に対して、毎日の営業日終了時点ごとに一定の流動資産を保持することを義務付けている。

・デリバティブ取引ライセンスを持つ場合

1,500 万バーツ以上、かつ一般債務に対して 7%以上の純流動性資産を維持

・デリバティブ取引ライセンスを持たない場合

2,500 万バーツ以上、かつ一般債務に対して 7%以上の純流動性資産を維持

②外国証券投資額制限

BOT による外貨管理ガイドラインにおいて、SEC 監督下で認められる外国証券投資額が 500 億ドル相当に制限されている(2010 年 2 月 BOT による公表)。

(参考) 証券投資家保護基金(SIPF: Securities Investor Protection Fund)

SET では、投資家保護、及び投資家からの信任を維持するため、2004 年に証券投資家保護基金 SIPF を設立した。SIPF は、SET、及び加盟証券会社からの拠出金によって構成されている。なお、SIPF に加盟する証券会社の顧客が保護対象となり、加盟は証券会社の任意となっている。

投資家保護が行われるのは下記 2 つのケースである。通常取引において投資家が被った損害は保護対象外とされる。

・証券会社が裁判所より破産決定を受けた場合

・証券会社と顧客との間で民事紛争が生じ、かつ、証券会社側が投資家の財産返還に応じない場合

保護の上限額は 100 万バーツに設定されており、当該証券会社にて口座を開設した直後から保護の対象となる。2015 年 2 月末時点で、タイ国の証券会社 38 社のうち、33 社が加盟している。

8) 参入規制

証券業については、外国人事業法の適用外となっている(後述)ため、外資出資比率 100%による企業設立が可能である。ライセンス発給は SEC の勧告に基づいて、財務大臣が行っている。なお、証券会社の設立に必要な最低資本金として 1 億バーツ(証券取引法 96 条)が規定されている。

(4) ノンバンクセクター

BOT 監督下にあるノンバンク事業としては、クレジットカード事業、及び消費者無担保ローン事業（パーソナルローン）の2つが挙げられる。なお、タイ国においては、リース事業については民商法典に基づいて、商務省に登録される事業であることから、特段の許認可は必要とされない。本調査の趣旨に鑑み、以下ではクレジットカード事業、及び消費者無担保ローン事業の2つについて整理を行っている。

1) 監督官庁

ノンバンクセクターの監督官庁は、銀行セクターと同様に BOT である。なお、BOT 監督下となるパーソナルローンの定義として、“無担保”であること、教育・旅行・医療等の目的を除いた“多目的ローン”であること、等が規定されている。

2) ノンバンク分類

2015年2月現在、タイ国にはクレジットカード事業会社として10社、消費者無担保ローン事業会社として28社が登録されている。なお、クレジットカード事業と消費者無担保ローン事業の両方を営む企業も存在する。

日系事業者としては、イオン・タナシンサップ（イオン）、イージーバイ（アコム）、プロミス・タイランド（プロミス）、トヨタ・リーシング（トヨタ）の4社が事業を営んでおり、さらにアイフルが合併会社の立上げを発表している（2014年11月時点）。なお、2007年にはオリックスによる CAPITAL OK 社に対する出資が行われたものの、2009年には出資関係を解消している。

図表 22 クレジットカード事業会社の一覧（10社）（網掛けは日系事業者）

クレジットカード事業会社 10社		備考
1	AEON THANA SINSAP (THAILAND) PUBLIC COMPANY LIMITED	イオンフィナンシャルサービスが 35%の株式保有 (2014/2/20)
2	AMERICAN EXPRESS (THAI) COMPANY LIMITED	
3	AYUDHYA CAPITAL SERVICES COMPANY LIMITED	アユタヤ銀行の子会社（99%の株式保有） ※First Choice ブランドを展開
4	CAPITAL OK COMPANY LIMITED	2007年にオリックスが49%の株式保有、2009年に解消
5	CITI CONSUMER PRODUCTS (THAILAND) LIMITED	
6	EASY BUY PUBLIC COMPANY LIMITED	アコムが71%の株式保有（2013/12/31）
7	GENERAL CARD SERVICES LIMITED	アユタヤ銀行の子会社（99%の株式保有）
8	KRUNG SRIAYUDHYA CARD CO.LTD.	アユタヤ銀行の子会社（99%の株式保有）
9	KRUNGTHAI CARD PUBLIC COMPANY LIMITED	
10	TESCO CARD SERVICES LIMITED	

出所) BOT より NRI 作成

図表 23 消費者無担保ローン事業会社の一覧 (28 社) (網掛けは日系事業者)

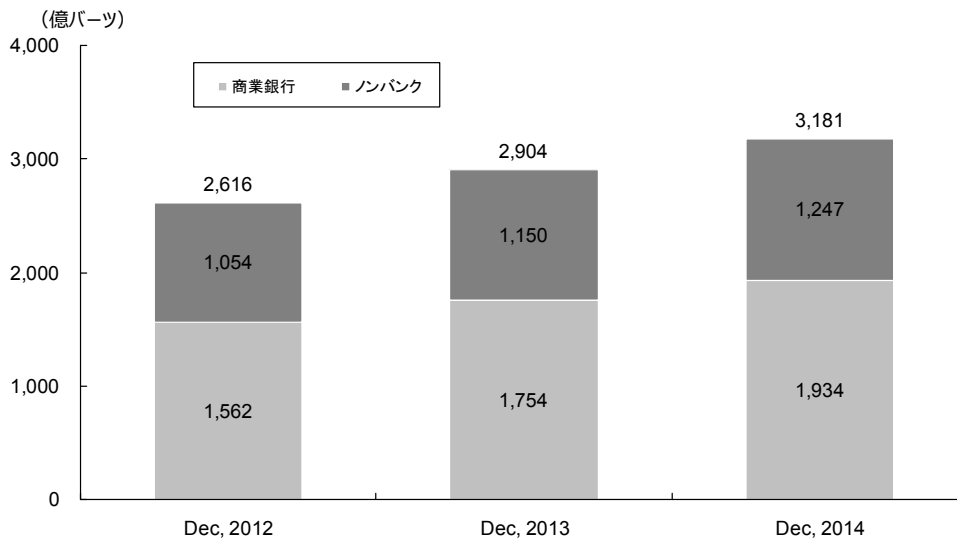
消費者無担保ローン事業会社 28 社	備考
1 AEON THANA SINSAP (THAILAND) PUBLIC COMPANY LIMITED	(クレジットカード事業会社としても登録)
2 ASIA SERMKIJ LEASING PUBLIC COMPANY LIMITED	
3 AYUDHYA CAPITAL AUTO LIASE PUBLIC COMPANY LIMITED	アユタヤ銀行の子会社 (99%の株式保有)
4 AYUDHYA CAPITAL SERVICES COMPANY LIMITED	(クレジットカード事業会社としても登録)
5 CAPITAL OK COMPANY LIMITED	(クレジットカード事業会社としても登録)
6 CFG SERVICES CO.,LTD.	アユタヤ銀行の子会社 (99%の株式保有)
7 CINMIT CO., LTD.	
8 CITICORP LEASING (THAILAND) CO., LTD.	
9 CYBER NETICS CO., LTD.	
10 EASY BUY PUBLIC COMPANY LIMITED	(クレジットカード事業会社としても登録)
11 FAST MONEY COMPANY LIMITED	
12 GENERAL CARD SERVICES LIMITED	(クレジットカード事業会社としても登録)
13 JMT NETWORK SERVICES PUBLIC CO, LTD.	
14 KRUNG SRIAYUDHYA CARD CO.LTD.	(クレジットカード事業会社としても登録)
15 KRUNGTHAI CARD PUBLIC COMPANY LIMITED	
16 KTB LEASING CO., LTD.	
17 MUANGTHAI LEASING CO.,LTD	
18 PROMISE (THAILAND) COMPANY LIMITED	プロミス の 100%出資 (2013/12/31)
19 RESOLUTION WAY CO.,LTD.	
20 SAKSIAMPANICH LEASING CO., LTD.	
21 SIAM COMMERCIAL LEASING PUBLIC COMPANY LIMITED	
22 SIAM GENERAL FACTORING PUBLIC COMPANY LIMITED	
23 SINGER THAILAND PUBLIC COMPANY LTD.	
24 TESCO CARD SERVICES LIMITED	(クレジットカード事業会社としても登録)
25 Thaiace Capital Co.,LTD.	
26 TOYOTA LEASING (THAILAND) CO., LTD.	トヨタフィナンシャルサービスが 87%の株式保有 (2013/12/31)
27 V CASH ENTERPRISE CO.,LTD.	
28 WATTANA THANA SINSAP CO., LTD.	

出所) BOT より NRI 作成

3) セクターの概況

クレジットカードの利用残高は、約 3,200 億バーツ (2014 年)、うち商業銀行で全体の 6 割が占められている。クーデターによるネガティブ影響はあったものの、前年比+10%程度の成長を見せている。

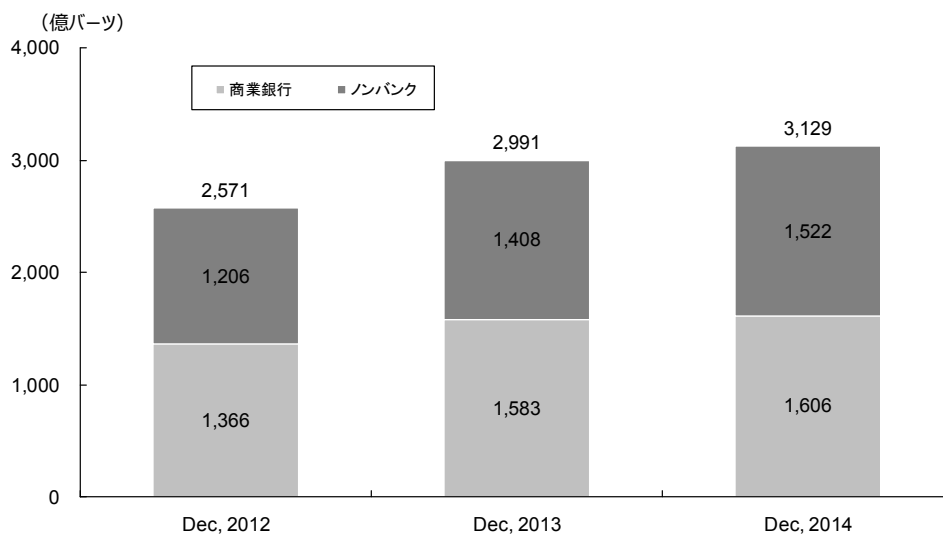
図表 24 クレジットカード利用残高の推移



出所) BOT データより NRI 作成

消費者無担保ローンの残高は約 3,100 億パーツ (2014 年) となっており、商業銀行とノンバンクでほぼ半数ずつを占める市場となっている。前年比では+5%程度の成長となっている。

図表 25 消費者無担保ローン残高の推移



出所) BOT データより NRI 作成

4) 主要法規

ノンバンクセクターに関連する主要法規としては、2005年6月9日に公布された、革命団布告58号(Notification of the Revolutionary Council No.58)が挙げられる。当該布告は、当時のクーデター軍政下に定められたもので、ライセンス発給はMOF、実際の規制監督等はBOTによって担われている。

5) 主な業務規制

①金利上限規制

無担保消費者ローンについては、各種手数料等を含めた金利上限として28%、クレジットカードによるローンについては18%が規定されている(BOT Notification No.51-2548 / BOT Notification No.184-2549)。

②手数料規制

貸出の際に課される、現金引出し手数料についても引出額の3%を上限とする規制が行われている(BOT Notification No.51-2548 / BOT Notification No.184-2549)。

③与信限度額規制

与信限度額としては、平均月収の5倍までとする規制が行われている(BOT Notification No.51-2548 / BOT Notification No.47-2547)。

④申込み規制

クレジットカードについては、月収1.5万バーツまたは年収18万バーツ以上を申込み者要件として規定している(BOT Notification No.47-2547)。

6) 参入規制

①外資出資比率規制

原則として外資49%までに制限されている。ただし、49%を超える場合であってもMOFによる承認があればそれ以上の外資出資が認められる。

②資本金規制

クレジットカード事業については、最低資本金として1億バーツ以上、消費者ローン事業については、5,000万バーツ以上と規定されている。

7) 金融包摂に対する取組み ～ナノ・ファイナンス～

2015年1月27日に、ノンバンク事業者によるナノ・ファイナンス事業の提供を認めることが BOT より発表された。商業銀行を含む登録金融機関については、ただちに事業を開始することが認められる一方で、新規に参入する場合には、最低資本金要件として5千万バーツが規定された。借入金額の上限は10万バーツ、年利率36%を上限（違約金、各種手数料を含む）とされている。主には小規模自営業者（屋台の経営者など）の運転資金を供給することが期待されている。BOTとMOFの共同監督が行われる。

図表 26 ナノ・ファイナンスに係る BOT による公表内容

ナノ・ファイナンス事業者の認可要件	ナノ・ファイナンスの利用対象者
<ul style="list-style-type: none"> ・非公開株式会社(Limited Company)、あるいは公開株式会社(Public Limited Company) ・最低資本金5千万バーツ以上 ・負債比率(D/Eレシオ)7以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・1個人あたり10万バーツまで ・年利率36%を上限（違約金、各種手数料を含む） ・無担保に限定 ・年齢制限は返済能力等に応じて判断
<p>BOT に対する認可申請を行う。ライセンス発給は MOF。商業銀行、及びファイナンス・カンパニーは認可を受けずにローン提供が認められる。</p>	

出所) BOT

2015年2月25日時点で、計7社のノンバンク事業者が BOT に対して必要書類を提出するとともに、うち5社は提出書類の修正作業に入っていることが公表された。60日以内に MOF よりライセンス発給がなされる見込みで、ライセンス発給後は、1年以内の事業開始が求められている。ライセンス申請に関する期限は現時点では設けられていない。

日系事業者では、Aira & Aiful Public Company Ltd.(アイフルと現地 Aira 社との合併事業者)が関心を示している。

(5) 決済システム

商業銀行やファイナンス・カンパニー等の金融機関が、BOT に決済口座を開設しており、BOT と民間金融機関の間、及び民間金融機関同士の資金決済が行われている。

民間金融機関の資金決済については、小切手交換、SMART (Media Clearing)等の集中決済制度の最終決済も BOT 口座を通じて行われている。BOT が管理する決済システムには、パーツネットシステムと小切手イメージクリアリングシステムがある。

1) パーツネットシステム(BAHTNET)

Bank of Thailand Automated High-value Transfer Network と呼ばれるパーツネットシステムは、民間金融機関をオンライン接続した決済システムである。1995年5月24日に稼働を開始し、2000年には銀行間決済に同システムを利用するために、RTGS化が行われている。稼働時間は銀行営業日の午前8時30分から午後5時30分の間とされている。2014年の決済金額は約758兆バーツ（前年比+11.5%）となっている（BOT公表データ）。

主要関連法規は2006年に制定、2007年に改訂されている Bank of Thailand Regulation on BAHTNET Service B.E. 2549 (Amendment 1)である。

2) 小切手イメージクリアリングシステム(ICAS)

小切手決済（代金取立て手形を含む）では、小切手イメージクリアリングシステム ICAS (Imaged Cheque Clearing System and Archive System)が利用されている。ICASは、クリアリング機能を担うICS (Imaged Cheque Clearing System)と電子データの保持を担うIAS (Image Archive System)の2つのコンポーネントから構成されている。

2012年2月3日から、小切手取引ボリュームの70%を占めるバンコク、及び周辺首都圏での利用が開始され、2013年12月には全国での利用が開始された。現在では、全国で1営業日での決済が可能となっている。2014年12月の決済金額は約35兆バーツ、うち9割近くがバンコク、及び周辺部における決済で占められている（BOT公表データより）。

主要関連法規としては、民商法典(The Civil and Commercial Code, Book 3 Specific Contracts, Title 21 Bills, Chapter 4 Cheques, Section 987-1000)、及び電子取引法(Electronic Transactions Act B.E. 2544, Electronic Translations Act (No. 2) B.E. 2551) である。

(参考) タイ国における小切手決済システムの歴史

タイ国においては 2 タイプの小切手が流通してきた。

- ・県内小切手(Intra-Provincial Cheque)

振出支店と振込支店が同一のクリアリング地域に所在するもの

- ・県間小切手(Inter-Provincial Cheque)

振出支店と振込支店が異なるクリアリング地域に所在するもの

かつては 3 つの小切手クリアリングシステムが存在していた。県内小切手に対しては電子小切手クリアリングシステム（バンコク及び周辺部のみ対応）、及び県小切手クリアリングシステム（その他県すべて）が存在しており、いずれも 1 営業日ベースでの決済を行っていた。一方で、県間小切手については、代金取立手形システム(Bill for Collection System)を通じた決済が行われており、決済に 3～5 営業日を要していた。

上記 3 つのクリアリングシステムを統合したものが ICAS であり、2 種類の小切手に対応可能となっている。ICAS では偽造防止のための取組みとして、BOT が規定する共通透かしを含む小切手用紙（CBS1 用紙：London Clearing Banks Paper Specification No.1）を利用することが義務付けられている。さらに改ざん防止のために特殊インクの利用等が義務付けられている。

3. タイ国における企業向け金融サービス

(1) 日系企業進出動向

2014年2月に実施された「タイ進出企業の実態調査」（株式会社帝国データバンク）によると、タイ国に進出している日本企業は3,924社、うち約6割を製造業が占める結果となった。

図表 27 タイ国に進出している日本企業数（業種別）

業種分類	社数	構成比率 (%)
合計	3,924	100.0
製造業	2,198	56.0
卸売業	915	23.3
サービス業	293	7.5
運輸・通信業	164	4.2
建設業	123	3.1
小売業	82	2.1
不動産業	31	0.8
その他	118	3.0

出所) 帝国データバンクより NRI 作成

また、タイ国自動車産業における日系企業の存在感の高さを反映して、業種細分類では、産業用電気機器卸（3.3%）、自動車部分品製造（3.2%）の2業種が上位に挙げられている。

図表 28 タイ国に進出している日本企業数（業種細分類別上位 10 業種）

業種細分類	社数	構成比率 (%)
産業用電気機器卸	129	3.3
自動車部分品製造	126	3.2
投資業	87	2.2
金属プレス製品製造	79	2.0
自動車操縦装置製造	75	1.9
金型・同部品等製造	71	1.8
工業用樹脂製品製造	70	1.8
ソフト受託開発	57	1.5
金属工作機械製造	55	1.4
鉄鋼・同加工品卸	52	1.3

出所) 帝国データバンクより NRI 作成

金融分野においては、本報告書「2. 金融セクターの概要」に記載された金融機関に加えて、証券会社や地方銀行等が駐在員事務所を開設している。

図表 29 タイ国に駐在員事務所を開設している日系金融機関

政策金融機関	地方銀行（都市銀行含む）
国際協力銀行(JBIC)	りそな銀行
日本政策金融公庫	北都銀行
	千葉銀行
系統金融機関	横浜銀行
信金中央金庫	八十二銀行
商工組合中央金庫（商工中金）	北陸銀行
	福井銀行
信用金庫	大垣共立銀行
浜松信用金庫	十六銀行
岡崎信用金庫	百五銀行
瀬戸信用金庫	滋賀銀行
碧海信用金庫	京都銀行
	山陰合同銀行
証券会社	中国銀行
大和証券	広島銀行
	福岡銀行
	北洋銀行

出所）BOT データ、各種公開情報より NRI 作成（2014 年 12 月末時点）

(2) 日系事業会社が利用する現地金融機関サービス

駐在員事務所をタイ国に開設している地方銀行では、地場商業銀行（主にカシコン銀行、バンコク銀行）との間で業務協力に関する覚書等を締結している。具体的には地場商業銀行での法人口座開設から始まり、資本金の払込み（日本での取引銀行からの送金）、保証状差入れによる地場商業銀行に対する保証提供が挙げられる。さらに、従業員向けの給与振込口座開設やプロビデント・ファンド（確定拠出型年金）の運用などのサービスが地場商業銀行から提供される。

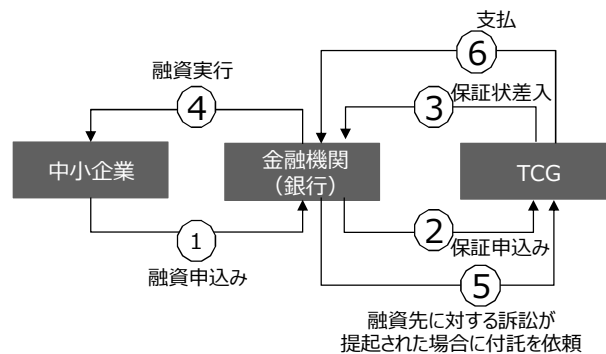
資金調達面では、主にパーツ建て融資の利用が行われており、必要に応じて円・パーツの為替スワップが行われている。なお、円・パーツのスワップ市場については、5 年程度のスワップが可能となっている。一部日系事業会社では、SET への株式上場や社債発行、CB 発行を通じた資金調達が行われている。

(3) 中小企業向け信用保証制度

タイ国には、中小企業向けの融資保証会社である TCG(Thai Credit Guarantee Corporation)が存在する。TCG は 95.5%の株式を MOF が保有する国有企業であり、Small Industry Credit Guarantee Corporation Act B.E.2534 に基づき、1991 年 12 月 30 日に設立された。2013 年 12 月末時点では、バンコク本社に加えて地方オフィスとして 8 拠点を設置、約 200 名の従業員を擁する組織である。

十分な担保を差し入れられない信用力の低い中小企業が、金融機関から借入を受けるにあたり、TCG が保証状(L/G)を金融機関に差し入れることで信用保証が行われる。

図表 30 TCG による保証スキーム概要



出所) TCG より NRI 作成

また、担保の有無や借入期間に応じて、TCG では、複数の保証プログラムを提供している。

図表 31 TCG による保証プログラムの例

プログラム	保証料率 (対保証額) (%)	限度額	保証期間	備考
Start-Up	2.50%	200 万バーツ	7 年	無担保
Micro SMEs	1.50%	100 万バーツ	7 年	—
SMEs Halal Trade	1.50%	4,000 万バーツ	10 年	ハラールビジネス向け

出所) TCG より NRI 作成

なお、タイ国においては、TCG が中小企業向け融資保証を行う唯一の企業である。なお、一般消費者に対する信用保証サービスは存在しない。

4. 日系金融機関がタイ国へ進出する際の阻害要因

(1) 事業遂行上の阻害要因

タイ国において事業を営む日系金融機関（駐在員事務所を含む）より、当地において事業を営む上で阻害要因として挙げられるものを確認すると、以下のような内容が指摘された。

1) 規制制度に関連する事項

①銀行セクター

- ・大口信用供与規制が厳しい

日系事業者の間では、株式持ち合いなどを通じた何らかの資本関係を持っていることが多く、融資業務に支障をきたしかねない状況が存在する。特に、Connected Loan と呼ばれる関係主体向け融資における上限額規制(BOT Notification No.36-2551)が、タイ国において事業（融資業務）を拡大する上で障壁となることが懸念されている。

- ・BOT に対するレポート内容が多岐にわたり煩雑化している

為替ポジションの報告義務など、BOT に対してレポート（システム経由）する項目が多岐にわたっており、銀行側に対する負荷が生じている。非居住者のパーツ建て口座の残高制限、為替管理上の実需確認主義などが挙げられる。

(参考) 駐在員事務所による BOT 報告

地方銀行などが設置している駐在員事務所についても BOT に対する報告義務が課せられている。3 か月ごとに、地方銀行（日本側）が地場商業銀行に対して保証を行っている融資残高や経費状況などを報告している。

- ・労働許可証の発行に伴って、タイ人の雇用義務が生じる

日本人 1 人に対して、タイ人 4 人を雇用することが義務付けられているが、新規に会社を設立した当初は日本人スタッフが派遣されるケースが多い。

また、地方銀行の駐在員事務所においては特に大きな課題として認識されている。駐在員事務所であれば、日本人 1 人に対して、タイ人 1 人の雇用義務になるが、タイ国への日本企業進出が活発化する中で、取引先企業数が増加、タイ人スタッフでは対応が難しい案件も増えており、業務拡大時の障壁となっている。

- ・ライセンスが発給されない（ライセンス規定が厳しい）

外国銀行については、支店形態での進出の道が実質的に閉ざされている。子会社形態であっても、最低資本金が本体銀行の資本金の数倍となることもあって、駐在員事務所を設置している地方銀行の

中には、現状以上の事業拡大を躊躇する傾向が見られる。現状では、地場商業銀行との提携を行っているものの、小規模な案件に対しては消極的な姿勢もあり、地方銀行がメインとする規模の案件を独自に手掛けたい、という意向も存在する。

②保険セクター

- ・商品認可までに必要な期間が長い

タイ国においては、保険商品の提供内容（仕組み、保証範囲など）について、OIC による承認が必要とされているが、その期間が長いことが指摘される。日本においては、申請後 90 日間を経過すれば、自動的に承認扱いとされるルールがあるものの、タイ国においてはそのようなルールが定められておらず、さらに承認までのタイムラインも決められていない。

他社を含め、すでにタイ国内で類似した保険商品が発売されている場合には、申請から承認までの期間は短い、市場・顧客のニーズに合わせて新しいタイプの保険を設計、導入しようとしても、承認まで時間が経過してしまい、機を逸することがある。

- ・代理店手数料に関する規制等が事実上、機能しておらず、保険業界の品質低下が危惧される

前述の通り、代理店手数料に関する規制が行われているが、特に非生命保険分野において、それらの規制が事実上、機能していないことが指摘される。

また、自動車保険では各社に遵守義務があるタリフ制が適用されているが、実際の運用が適正に行われていないことが指摘される。例えば、以下のような取扱いが慣行として行われていると言われている。

- ・自動車事故を起こしていても無事故割引を適用する
- ・初年度の申込みにも関わらず、継続 5 年目の割引を適用する

いずれの取扱いについても、保険加入者にとっては保険料支払い額を抑えることができるため、市場慣行として黙認されている模様である。60 社以上が存在する非生命保険会社の中でも、小規模な保険会社が、このような慣行を行っていると思われる。

事故情報の引継ぎが制度化されていないために、一度事故を起こしても、別の保険会社へ乗り換えを続けていくことで、保険料支払いを抑えることが可能となっている。結果的に、保険金支払いを行った保険会社から、顧客が流出していく事態を招いており、サービス品質（事故対応など）を高める努力を行うインセンティブが働きにくくなっている。

上記のように、保険市場に対する信頼性を高めるためにも改善が求められている。OIC では今後 5 年程度をかけて、最低資本金の引上げを通じて、下位事業者の淘汰を進める意向を示しているが、上記のような市場慣行に対して厳しい姿勢で臨まない限り、健全な市場育成は困難との認識を持つ必要がある。

③証券セクター

- ・外国証券投資規制（上限 500 億ドル相当）が存在するため、業務拡大が阻害される

前述の通り、証券会社については、外国人事業法の適用外となっているものの、外国証券投資枠が存在することで、外資系証券会社にとっては他社との差別化が困難となっている、事業拡大の阻害要因となっていることが指摘される。

上限額については、2010年2月10日より、それまでの300億ドルから500億ドルへと引上げが行われるなど条件緩和が進められているが、外国投資の活性化に向け、さらなる引き上げ、あるいは撤廃が望まれている。

④ノンバンクセクター

- ・民商法典改正により債権回収の実務運営が困難となることが懸念される

タイ国においては民商法典(Civil and Commercial Code)改正が行われる予定となっているが、連帯保証を認めない、保証人に接触するには債権者の同意を得る必要があるなど、実務的な障害が発生し兼ねない。

・信用情報機関(NCB)の利用にあたって、対面確認が求められており、新しいチャネルを用いた事業拡大ができない

NCBに照会を行う場合、債務者の同意を書面にて確認する必要があるが、その際に債権者（ノンバンク事業者）側の社員も署名を行うことが、NCB利用ルールとして定められている。そのため、手続きがインターネット上では完結せず、対面確認が可能な営業店舗を拡大することが必要となっている。日本において普及している自動契約機は事実上存在しないことから、利用者にとっても不便が生じている。

2) 規制制度関連以外の事項

①保険セクター

- ・統計データが利活用しにくい

OIC を含め、複数の業界が統計データを提供しているが、一部に不整合が生じることがある。また、チャネル項目の分解が粗い（自動車保険であれば、個人代理店、カーディーラーなどがすべて「ブローカー」として扱われる）など、保険市場を客観的に俯瞰することが困難になっていることが指摘される。

②ノンバンクセクター

- ・社債発行時の資金調達が困難な場合がある

前述の通り、タイ国における債券市場は公債を中心とする取引が主となっており、社債発行による資金調達を行う場合に、資金調達面で困難が生じることがある。

3) 外国人事業法に基づく D/E レシオ規制

本調査において調査対象としたセクターのうち、証券を除く3セクター（銀行・保険・ノンバンク）においては、外国人事業法に基づいて設定される D/E レシオ規制（7 倍まで）が事業拡大の障壁として挙げられた。ここでは、外国人事業法による規制内容について記載している。

タイ国においては MOC (Ministry of Commerce: 商務省) が管轄する外国人事業法 (Foreign Business Act B.E.2542) が施行されており、外資過半企業は MOC から外国人事業許可 (Foreign Business License) を取得することが義務付けられている。

同法では、外資に対する規制業種が定められており、外国資本額が総資本の 50% 以上の企業（外資過半企業）は「外国企業」と見なされ、原則として次の 3 種類の事業を営むことができない。

- ・第 1 種 特別の理由により外国人が営むことのできない事業
 - ・新聞、ラジオ放送、漁業、土地の売買など
- ・第 2 種 国家の安全、または芸術伝統、民芸品、天然資源、環境に影響を与える事業
 - ・1 類 国家の安全に関する事業
 - ・2 類 芸術・伝統・民芸品に影響を与える事業
 - ・3 類 天然資源または環境に影響を与える事業
- ・第 3 種 外国人との競争力がまだついていない事業

ただし、第 2 種と第 3 種については、MOF やタイ投資委員会 (BOI: Board of Investment of Thailand) などの許可を得れば、外資過半企業による事業を行うことが可能となっている。

第3種には、サービス業全般が含まれている（省令で定められた業種は除く、の但し書きあり）が、金融関連では、証券売買仲介業、代理業を除外することが定められている。

第3種 11. 以下を除く仲買業・代理業

1. 証券売買仲介業、代理業。農産物や金融証券の先物取引業。

…

上記の記述に基づいて、本調査の対象セクターである銀行、保険、ノンバンクセクターの外資過半企業も当該規制下にある。

4) 現地事業会社との関係構築上の阻害要因

現状では、日系事業者との取引が主であることから、現地事業会社との関係構築上、目立った阻害要因は挙げられなかった。タイ国においては、商務省が提供する企業情報データベースが整備されており、登記情報や基本的な財務情報を閲覧・確認することが可能である。また、与信審査に要する人件費が低く抑えられることもあり、労働集約的な与信審査が一般的に行われていることも指摘された。

5. 金融インフラ整備ニーズの高い分野と今後の課題

(1) BOT に対する情報提供が求められる分野

1) 電子記録債権 ERM (Electronically Recorded Monetary Claims)

タイ国における中小企業金融の円滑化を支援するものとして、日本における「でんさい」の仕組みに対する関心が BOT より示されてきた。

一方で、前述のとおりタイ国においては、小切手を用いた決済が一般的であり、手形の流通が極めて限られていることから、でんさいのメリットが活かしにくいことが懸念される。また、現状では法的なインフラが未整備であることに加え、管轄する省庁も明確になっていない。加えて、取引決済にあたっては個別行ごとの仕組みを利用し、他行との接続を行っていないことから、銀行側の関心も低いのが現状である。

2) Credit Risk Database (CRD)

TCG による中小企業向け信用保証制度をサポートするインフラとして、CRD の整備に向けた長期的な取組みを行う方針が示されている。金融機関にとっては、信用リスクの程度に応じた信用供与額の決定を効率的に行うことが期待されている。

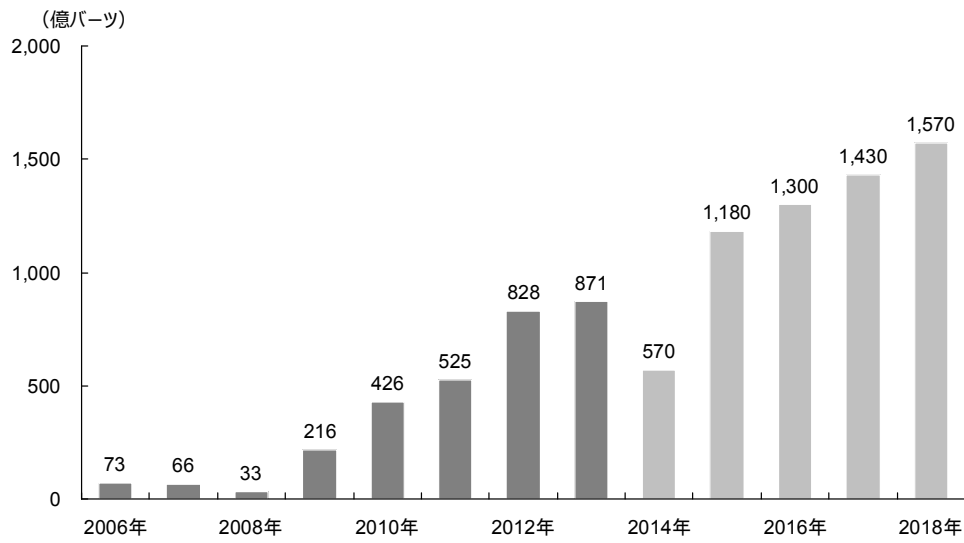
CRD については、中小企業を対象としたデータベース整備が BOT 内部で行われている。中小企業融資に係るレポーティング（商業銀行から BOT に対する報告）内容を利用しており、産業別、地域別といった区分でのアグリゲートデータの参照が可能となる予定とされている。なお、参照は商業銀行を対象としている。

CRD に関する具体的な技術協力内容としては、データセットの管理方法、デフォルト確率の算出方法（モデリング方法）の 2 点が挙げられた。特に、デフォルト確率の算出方法については、信金中央金庫が整備するリスクデータベースにおける実務的な内容に関する関心が聞かれた。

3) 中小企業向け信用保証制度

前述のとおり、タイ国には中小企業融資に対する保証を行う TCG が存在している。TCG による信用保証供与額（2013 年）は 871 億バーツに達している。TCG では、信用保証供与額の目標数値として、2014 年 570 億バーツ、2015 年 1,180 億バーツ、2016 年 1,300 億バーツ、2017 年 1,430 億バーツ、2018 年 1,570 億バーツを挙げている。

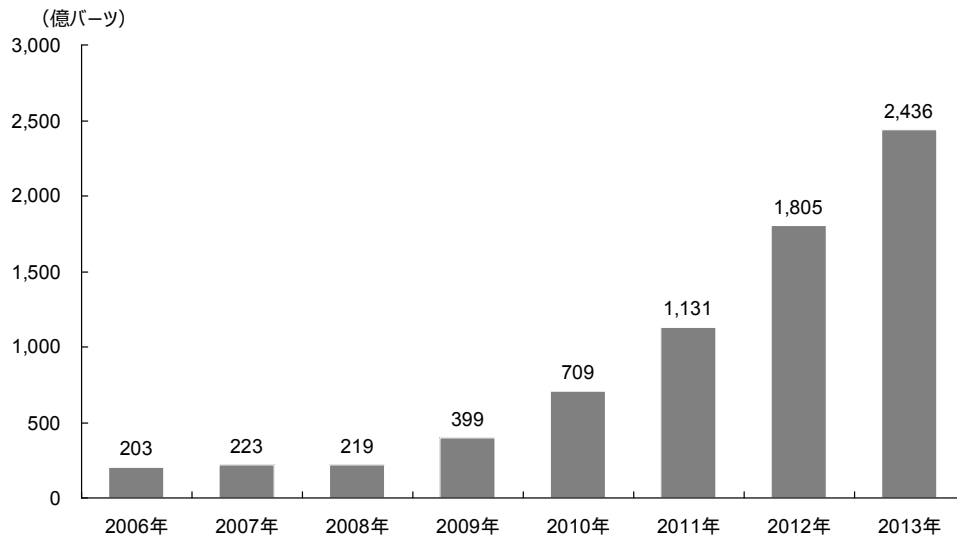
図表 32 TCG による信用保証供与額の推移と目標



出所) TCG データより NRI 作成 (2014 年以降は目標値)

また、保証残高 (2013 年) は 2,436 億パーツに達している。

図表 33 TCG による信用保証残高の推移



出所) TCG データより NRI 作成

一方、今後に向けた課題として、より小規模な企業に対する信用保証制度の拡充や、情報の非対称性に基づくモラルハザード対策といった点が今後の課題として挙げられる。特に、中小企業向け融資におけるシェア拡大を目指し、利用普及率の増加目標等が掲げられている。

図表 34 中小企業向け信用保証業務に関する TCG の取組み目標

	2013 年	2014 ~2015 年	2016 ~2018 年	2019 ~2020 年
中小企業数に対する カバー率 (普及率)	2.79%	5%	10%	20%
中小企業向け融資額 に占める比率	20.48%	25%	30%	40%

出所) ACSIC 資料より NRI 作成

中小企業向け信用保証制度については、諸外国においても類似制度・機関が存在している。アジア地域においては、ACSIC (Asian Credit Supplementation Institution Confederation : アジア中小企業信用補完制度実施機関連合) を通じて、各国機関の情報交換、相互交流等が実施されている。

なお、日本との間では、日本政策金融公庫、及び全国信用保証協会連合会が、TCG と情報交換等を実施している。一方、諸外国との間では、韓国信用保証基金(KODIT: Korea Credit Guarantee Fund)、韓国信用保証財団中央会(KOREG: Korea Federation of Credit Guarantee Foundations)、韓国技術保証基金 (KOTEC: Korea Technology Finance Corporation) 、台湾中小企業信用保証基金(Taiwan SMEG: Small and Medium Enterprise Credit Guarantee Fund of Taiwan)などの機関が、TCG との情報交換や政策立案支援等を行っている。

4) ナノ・ファイナンスの規制・監督内容

2015年3月中旬時点では、ナノ・ファイナンスに係るライセンス交付決定は行われていないが、2015年3月中には、ライセンス交付決定が行われる見通しである。今後の事業開始に向けて、ナノ・ファイナンスの監督・モニタリング手法に関する技術協力に対する要望が聞かれた。具体的には、ナノ・ファイナンスにおける健全性維持の観点からの債権分類（通常債権、延滞債権など）の定義、及び家計レベルでの過度な融資を監督するための方法が、技術協力の候補として挙げられる。ナノ・ファイナンスに該当する仕組みは日本に存在しないものの、貸金事業者に対する規制内容に関する情報提供が参考になると考えられる。

なお、ナノ・ファイナンスについては、現在のところ、タイ国側当局（BOT、MOF）は諸外国からの技術協力等は受けてはいないものの、バングラディッシュでのマイクロ・ファイナンス（グラミン銀行）に関する取組みの調査などが行われている。

(2) OIC に対する情報提供が求められる分野

1) 保険の普及に向けた監督機能

タイ国においては保険浸透率が低く、OIC から保険の普及に対する問題意識が示されている。低・中所得者層向けのマイクロ保険を展開するなど、保険商品に対する啓発活動を行っているが、保険市場発展プランに示された 2014 年目標値は一部未達となっている。

また、保険会社から指摘された、保険商品の認可に長時間を要する問題についても、金融庁による技術協力のテーマになり得る。2015 年 3 月現在の軍政下においても、政府機関による承認プロセスや期間を明示するよう求める法律が検討されているとのことであり、一定の期間内に承認を行うためのノウハウや知見の蓄積が求められることが想定される。

(参考) タイ国におけるマイクロ保険

OIC では保険商品の普及に向けて、安価でシンプルな商品性を持ったマイクロ保険を導入している。街中のコンビニエンス・ストアなどで購入することができ、“Micro Insurance for 200 Baht”の名称がつけられている。

導入にあたっては、タイ損害保険協会(Thai General Insurance Association)、及びタイ生命保険協会(Thai Life assurance Association)が協力しており、怪我などを保障対象とする個人傷害保険となっている。保険商品の普及を目指すため、旧正月（ソクラーン）の時期など、短期間をカバーする保険商品なども導入されており、地方部を中心とする低所得者層への拡大が図られている。

購入にあたっては、店頭で ID を呈示し、保険料を支払う。後日、保険証書が自宅に郵送される仕組みとなっている。

2) 保険規制緩和時の対応

非生命保険市場においては、小規模事業者が多く存在することもあり、それら事業者の淘汰（最低資本金要件の段階的な引上げ、公開株式会社形態の義務化など）を通じて業界全体の健全化を目指しているが、その一環として規制緩和（料率規制、手数料規制の撤廃）が検討されている。

具体的な期限は定められていないものの、将来の規制緩和に向けて、保険商品の販売方法や情報提供方法、保険会社の監督指針等について情報提供が求められる。OIC 内部でも、諸外国の事例調査やメリット・デメリットの整理、検討を開始しているが、規制緩和が市場・業界にとってどのようなインパクトをもたらすのか、その際に監督官庁として発揮すべき機能はどのようなものなのか、について日本を含む諸外国の事例分析を行う、といった内容が技術協力の候補となる。

(3) SEC に対する情報提供が求められる分野

1) クラウドファンディングの規制・監督内容

タイ国においては、クラウドファンディングの普及が進んでいない状況にはあるものの、2015年6月に施行を予定する規制・監督内容の策定にあたって技術協力の要望が挙げられた。クラウドファンディング自体が、タイ国にとって新しいものであり、日本における普及の経緯やそれに伴う規制内容の変遷などが参考になると考えられる。クラウドファンディングに関しては、諸外国からの技術協力が無いことから、日本において課題となった事項やそれらへの対処内容に対する関心が高い。具体的には、出資限度の設定（1人あたり、1プロジェクトあたり、など）や、金融商品取引法と会社法（出資）との整合などについて日本での状況を共有することが想定される。

2015年6月に施行を目指している規制内容では1プロジェクトあたり5万バーツ、年間50万バーツを上限（1人あたり最大10プロジェクトまで投資可能）を検討するなど、日本における規制原則と類似する内容を検討しているとのことであった。一方で、一般個人投資家を規制対象とし、富裕層（定義は未定）については規制対象外とする意見も聞かれている。このような規制・監督内容について金融庁側からの情報提供、及び規制・制度整備に向けた技術協力が求められる。

2) 日本の投資家動向

SECでは、タイ国への投資呼び込みに向けて、投資信託市場の拡大を図っているが、投資信託以外の投資商品（株式、債券など）について、日本の投資家動向に対する関心が示された。日本でのパーツ建て債券発行が可能となる中で、リスク性向や業種など、投資性向に関する情報提供もSECにとって有用とされる。

(4) 日本政府によるタイ国当局への働き掛けが求められる分野

外国人事業法に定められる D/E レシオ規制の緩和、あるいは撤廃

前述のとおり、タイ国において外資過半企業に義務付けられる外国人事業許可において、D/E レシオ規制が記載されている。ここでは、その問題の概要と今後の働き掛けの方向性について取りまとめを行っている。

(問題の概要)

外国人事業法に基づいて、外資過半企業は商務省から外国人事業許可(Foreign Business License)を取得することが義務付けられている。外資過半の日系金融機関が、同ライセンスを取得すると、ライセンス証書上に「D/E レシオ上限 7 倍」との条件が付与されており、以下の点から問題となっている。

- ①消費者金融のように借入金融が重要な企業にとって、資金調達の柔軟性が阻害される
- ②銀行、消費者金融ともに BOT の規制・監督を受けており、MOC より D/E レシオを上限規制される合理的な理由がない
- ③タイ（内資過半）企業であれば、外国人事業許可は取得不要であることから D/E レシオ上限規制も存在しない。外資過半企業に対してのみ D/E レシオ上限規制を行うのは、事業環境として不公平であり、同規制の必要性の説得力がない

MOC による D/E レシオ上限規制の必要性として、BOT からは消費者保護、債権者保護を目的とするものではないか、との意見が聞かれたものの、そうであれば、本来は内資過半企業に対しても適用する必要があることから、その意図について明らかにすることが求められる。

(参考) 外国人事業許可に関する所管と外国人事業法改正について(MOC ヒアリングより)

外国人事業許可については、MOC 内の事業開発局(Department of Business Development)の所管となっている。金融機関にとって、二重ライセンス（MOC に加えて、MOF あるいは OIC）、二重監督（MOC に加えて、BOT あるいは OIC）となっている点は認識されているものの、金融機関にかぎって D/E レシオ上限規制がライセンス証書上で付与されている理由については不明であった。なお、同様の二重監督については、外資過半の情報通信企業に対しても、国家放送通信委員会(NBTC: Office of National Broadcasting Telecommunications)と MOC による二重監督が行われている。

また、外国人事業法改正にあたっての議論として、外国人によるノミニー（名義人）ストラクチャー（タイ人を名義人とすることで形式的な資本所有構成が内資過半となる）に対する制限を厳しくする一方で、MOF や BOT など適切な監督官庁によって規制が行われている事業に対しては外国人事業法の対象外にする、という意見も示されている。

(今後の働き掛けの方向性)

外国人事業法によって定められた D/E レシオ規制については、その改善に向けては以下のような取り組みが必要と考えられる。

・局長級幹部を通じた外国人事業委員会に対する問題提起

外国人事業委員会は、MOC 事務次官を委員長とし、各府省庁の局長級で構成されることから、D/E レシオ規制に関する問題提起にあたっては、金融庁側でも相応の官職から行う必要がある（詳細は後段参照）。

D/E レシオ規制は消費者保護の観点から行われているとされるが、D/E レシオ規制がタイ内国企業には課せられていない現状からは、その主張が矛盾する（本来であればすべての金融機関に等しく適用される必要がある）こと、また、公平な競争環境を阻害し結果的に消費者の不利益になりかねないこと、を日本以外の諸外国の事例等も引用しつつ示すことが望ましい。

なお、タイ国においては同法の改正が検討されることが話題となり、MOC 内部に検討小委員会が設置されている。今次の同法改正に際して、BOT あるいは OIC 監督下にある銀行、保険、消費者金融事業については同法の対象外とすることを働きかけることが必要となる。

(参考) 外国人事業委員会(Foreign Business Committee)、及び D/E レシオ規制について

外国人事業法 23 条に基づいて設置される、「外国人事業委員会(Foreign Business Committee)」は、MOC 事務次官(Permanent Secretary)を委員長とし、省令の制定や外国人に対する規制業種の決定等を行うこととされている。委員会の構成員には、MOF、BOI、MOFA 等の代表が就くが、役職としては、局長級(Director General)以上の官職が指定されている。

また、外国人事業法 18 条において、D/E レシオに対する条件を含む複数の条件について、外国人事業委員会の提言に基づいて、MOC 大臣が省令を公布する権限を有することが規定されている。

外国人事業法 18 条

MOC 大臣は、外国人事業委員会の提言に基づいて、外国人事業許可証を取得したものが遵守すべき条件を規定する省令を公布する権限を有する。

- ①許可を受けた事業における借入金と資本金との比率（D/E レシオ）
- ②タイ国内に居住すべき外国人取締役の人数
- ③最低資本金についてタイ国内に維持すべき金額と期間
- ④技術あるいは資産
- ⑤必要なその他の条件

上記のとおり、省令で定められる、と規定されているものの、日系事業者（外資過半企業）においては、省令ではなく外国人事業許可証上にて D/E レシオ規制（7 倍まで）が記載されていることで、当該制限を受けている。

なお、D/E レシオの算出にあたっての資本金の定義（外国人事業法に基づく）は、企業形態に応じて異なっている。非公開株式会社では「登録資本金」である一方で、公開株式会社では「払込み済み資本金」とされている。そのため、公開株式会社の形態でタイ国において事業を営む場合には、より厳しい条件となる。

・MOC 側の具体的な対応提案

上述の問題提起に加えて、MOC 側が取るべき具体的な対応内容についても提示することが必要である。方向性としては、以下の3つが考えられる。

①外国人事業法の改正に際して、BOTあるいはOICに監督されている以下のセクターを同法の禁止業種外とし、外国人事業許可（ライセンス）保持者の返納を受付ける。

- ・銀行
- ・消費者金融（BOT 監督下にある Personal Loan 事業）
- ・保険

②外国人事業法 18 条に基づいて、BOT あるいは OIC に監督されている以下のセクターを、D/E レシオ上限規制の対象外とし、外国人事業許可（ライセンス）の再発行を受付ける、とする商務省令を発布する。

- ・銀行
- ・消費者金融（BOT 監督下にある Personal Loan 事業）
- ・保険

③MOC が外国人事業許可（ライセンス）の再発行を受付ける

いずれの方向性においても、新規の外国人事業ライセンス取得に限定せず、既存のライセンスについても変更が認められるように留意する必要がある。

6. 参考文献・web サイト一覧

- ・「タイの投資環境」(国際協力銀行・2012年10月)
- ・「不公正貿易報告書」(経済産業省・2012年/2013年/2014年)
- ・「アジアの資本市場育成と消費者保護制度に関する法的考察」第9章タイ(金融庁・2008年)
- ・「わが国企業によるタイ資本市場活用の現状と今後の展望」(野村資本市場研究所・2009年)
- ・「アセアン資本市場統合の最近の動向—アセアン・トレーディング・リンクの現状と課題—」
(野村資本市場研究所・2014年)

・web サイト

- ・BOT (www.bot.or.th/)
- ・DPA (www.dpa.or.th/)
- ・MOC (www.moc.go.th/)
- ・MOF (www.mof.go.th/)
- ・NCIF (www.ncif.or.th/)
- ・OIC (www.oic.or.th/)
- ・SEC (www.sec.or.th/)
- ・SET (www.set.or.th/)
- ・TCG (www.tcg.or.th/)